平成30年度

施策管理報告書【様式3】

令和元年6月東 大阪市

目 次

第1節	市民が主体的に活躍するまち	 1
第2節	人権を尊重するまち	 2
第3節	男女が共に生き生きと暮らすまち	 3
第4節	平和の大切さを伝えるまち	 4
第5節	開かれた市役所のあるまち	 5
第6節	文化に親しめるまち	 6
第7節	歴史や伝統を大切にするまち	 7
第8節	多くの国・地域や人の交流が育まれるまち	 8
第9節	いくつになっても学べるまち	 9
第 10 節	学校・家庭・地域が一緒になって子どもを育むまち	 10
第 11 節	青少年が健やかに育つまち	 13
第 12 節	スポーツを楽しめるまち	 14
第 13 節	健康で元気に暮らせるまち	 15
第 14 節	安心して医療を受けられるまち	 16
第 15 節	生活衛生が行き届いたまち	 17
第 16 節	みんなで支え合う福祉のまち	 18
第 17 節	安心して子どもを生み、育てられるまち	 19
第 18 節	高齢者が生きがいを持って暮らせるまち	 21
第 19 節	障害のある人が自立して生活できるまち	 23
第 20 節	生活自立相談や支援が受けられるまち	 24
第 21 節	モノづくりが元気なまち	 25
第 22 節	買い物しやすいまち	 26
第 23 節	農業と農地空間を大切にするまち	 27
第 24 節	産業活動にとって魅力のあるまち	 28
第 25 節	雇用が安定し、働きやすいまち	 29
第 26 節	消費者が守られるまち	 30
第 27 節	危機や災害への備えが万全なまち	 31
第 28 節	安全で快適な市街地のあるまち	 34
第 29 節	水と緑に親しめるまち	 35
第 30 節	良好な住まいのあるまち	 36
第 31 節	安全で便利な交通機関や道路のあるまち	 37
第 32 節	良好な環境を次代に引き継ぐまち	 39
第 33 節	上下水道によって安全・快適に暮らせるまち	 41
行財政編	効率的で健全な行財政運営が行われるまち	 42

ー様式の見方ー

部節名	後期基本計画の体系を記載しています。
基本方針	後期基本計画にある各節の基本方針を記載しています。
取り組みのあらまし	後期基本計画にある各節の取組みのあらましを記載しています。
指標及び実績値	後期基本計画にある各節の3つの指標とその実績値を記載しています。
主な実施事業及びその評価	 取り組みのあらましNo及び実施計画事業名欄については、この施策に該当する第4次実施計画の事業名を記載しています。 後期基本計画期間における評価欄については、当該事業における事業管理報告書の平成30年度目標達成度(A~Dの評価)を記載しています。 平成30年度目標に対する実績の割合が、 A:100%以上 B:80%以上100%未満 C:50%以上80%未満 D:50%未満 目標が2つの場合は、 A:4点 B:3点 C:2点 D:1点として、8~7点=A、6~5点=B、4~3点=C、2点=D 平成30年度目標達成度別事業数欄についてはこの施策に該当する事業の「A」「B」「C」「D」それぞれの事業数を記載しています。
施策評価及び今後の 取り組み方針	基本方針に沿った各節の進捗状況について施策レベルの評価を行うとともに、施策実現のための今後の取り組み方針について、政策実績報告会における『市長からの指示』を記載しています。

|第 | 部 | 市民が主体的に活躍するまち

【基本方針】

市民だれもが自分たちのまちに誇りと愛着を持てるよう、自分たちのできることを生かして、責任を持って主体的にまちづくりを進め、楽しさや達成感、連帯感を味わえる環境をつくります。そのため、地域の特徴を生かすことや、市民によるまちづくり活動の自立を促すこと、活動への理解を深めること、活動の担い手となる人材や団体などを育てることなどに取り組みます。

これらの取り組みを行うに当たっては、市民と市役所が対等な関係で、互いを尊重し合い、目的と課題を共有し、協力して活動することによって、活力あるまちづくりを行う、公民協働を基本にします。

【取り組みのあらまし】

1 地域の特性を生かしたまちづくりを進めます52 市民によるまちづくりを応援します63 市民のまちづくりへの理解を深めます7

4 まちづくりの担い手づくりを進めます 8

l	指標	単位				実	糸	責	値				目標	標値
l		十二	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R2	2
	1 市民が主体となったまちづくりが進められていると思う市民の割合	%			25.0				9.8					UP
	2 社会福祉協議会のボランティアグループ登録数	ク゛ルーフ゜	145	147	153	129	132	149	155	153			 ✓ /	ループ。 136
	3 まちづくり活動助成団体数(累計)	団体	123	142	155	171	193	223	247	274				団体 150

【主な実施事業及びその評価】

<u> </u>	上な実施事業及いての評価 取り組みのあらましNo.														
No.	Į	反り組みのあらまし№.				後其	明基	本計	画期	間に	ぶけ	つる評	陌		実施部局
INO.		及び主な事務事業の名称			H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	名
1	1	市民協働による地域別計画の推進					A	D							協働のまちづくり部
2	1	まちづくり意見交換会開催事業					A	В	D	С					協働のまちづくり部
3	1	地域サポート職員配置事業					A	A	A	A					協働のまちづくり部
4	1	リージョンセンター公民協働事業			В	В	В	С	С	В	С	С			協働のまちづくり部
5	1	リージョンセンター施設改修事業			Α	A									協働のまちづくり部
6	1	公共施設再編整備事業(市民会館、荒川庁舎跡	地活	用)					A	A					経営企画部
7	1	東大阪市版地域分権制度検討事業							_	С					協働のまちづくり部
8	1	大蓮東小学校跡整備事業							A	В					子どもすこやか部
9	1	東大阪市版地域分権制度推進事業	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·								С	С			協働のまちづくり部
10	2	自治会集会所整備補助事業				В	В	В	В	В		В			協働のまちづくり部
11	2	地域まちづくり活動助成事業				A	В	С	A	A	В	A			協働のまちづくり部
12	2	NPO等活動基盤強化事業					В	С	A	В	C	C			協働のまちづくり部
13	3	市民活動情報サイト運営事業			С	С	С	С	В	В					協働のまちづくり部
14	4	まちづくりコーディネーター育成	事業		A	A	В	С	A	В					協働のまちづくり部
15															
16															
17															
18															
19															
20															
	<u>M</u>	- 成30年度目標達成度別事業数	Α		1	В	-	1	C		3	D	()	
	-1	「WOO 上区 日 広	A		L	Б	-	L			J	ע	,	,	

【施策評価及び今後の取り組み方針】

地域分権制度については、制度構築に向けて再出発としたところであるが、以前も伝えたが、少し時間がかかっても、市民や関係団体、市役所の組織体、全ての市民が制度について理解し、その制度からまちづくりの楽しさが感じ取れるような制度作りを進めていくよう求めておく。ただ一方で、「少し時間がかかっても」と言ったが、市民から見れば、ある程度のスケジュール感は当然のことながら改めて示す必要がある。議論を十分しながら、市民の皆様に期待していただける進め方とするよう求めておく。

^{第 1 部} 人権を尊重するまち

【基本方針】

人権は、すべての人が生まれながらに持っている、最も基本的な権利であり、人権を尊重した、いかなる差別もない豊かで明るいまちをつくります。

そのため、市民や事業者、教育関係者、関係機関、市役所などが連携、協力し、同和問題や、外国籍住民、障害のある人、子ども、高齢者、女性などの人権問題の解決に向け、横断的な取り組みを進めます。

6

7

【取り組みのあらまし】

- 1 あらゆる施策に人権尊重の視点を取り入れます
- 2 効果的な人権啓発・人権教育を進めます
- 3情報・相談機能を充実させます
- 4 8

指標	単位				実	約	責	値				目相	票値
	干证	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	F	R2
1 人権を尊重したまちづくりが進められていると 思う市民の割合	%			29.9				16.9					UP
2 人権講座の延べ参加者数	人	1,012	632	1,087	655	518	550	657	659			*	人 1,000
3 市職員の人権研修受講者数	人	979	1,130	1,001	879	938	852	1,590	926				UP

【主な実施事業及びその評価】

_	王な実施事業及いての評価															
		Į	反り組みのあらましNo.				後	明基	本計	画期	間に	おけ	る評	<u>-</u> 猫		実施部局
N	0.		及び主な事務事業の名称			H23							H30		R2	名
╟	1	2				A	A	В	В	В	A	A	В	ILI	1(2	人権文化部
Н	2	2	人権文化センター人権啓発交流事	. 茶.			В				В		В			人権文化部
-	_			*未		A		В	A	В		В	В	-		
H	3	2	人権教育研修会開催事業			A	A	A	A	A	A	/_	/_			人権教育室
L	4		共同浴場改修事業			В	С									人権文化部
	5	3	人権文化センター総合相談事業			В	В	В	С	В	В	В	A			人権文化部
Ш	6															
	7															
Ш	3															
	9															
h	_															
1																
╙	_															
]																
1																
]	5															
]	6															
1	7															
ll 1	8															
-	9															
	0															
Ľ																
		71	成30年度目標達成度別事業数	٨	-	1	D	(2	С)	D	(1	
Ш		7	7以30十岁口际连风及别争未数	A	_	L	В	4	۷		'	J	D	'	J	
ш														1		1

【施策評価及び今後の取り組み方針】

人権尊重の視点については、あらゆる施策を推進するうえでの基本となる考え方であることは言うまでもないが、ややもすればその意識はおろそかになりかねない。だからこそ、不断の啓発、研修が重要である。

市民への啓発や教育現場での人権教育の重要性については言うまでもないが、今一度、職員研修などを通じて、我々職員が常に豊かな人権感覚の元で各種施策を実施できるよう、工夫を凝らしながら各種啓発事業を推進するよう求めておく。

第1節 男女が共に生き生きと暮らすまち

【基本方針】

男女が互いに個人としての尊厳を認め合い、性別にとらわれることなく個性や能力を発揮しながら、 生き生きと暮らせるまちをつくります。

そのため、性別による固定的な役割分担意識を無くし、男女が社会のあらゆる分野で対等に活躍するとともに、仕事と家庭を両立して暮らしていけるよう、取り組みます。

【取り組みのあらまし】

- 1 男女が対等な関係を築く意識を育みます
- 2 仕事と家庭が両立できる環境をつくります
- 3 男女が生き生きと活躍できる職場をつくります
- 4 男女が共にまちづくりを進めます
- 5 だれもが安心して暮らせるまちづくりを進めます
- 7
- 8

指標	単位				実	綺	ŧ	値				目相	票値
	半世	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	F	R2
1 男女が共に生き生きと暮らせるまちづくりが進められていると思う市民の割合	%			31.8				17.7					UP
2 男女共同参画センターの団体登録数	団体	24	23	20	20	26	27	31	32			₩	団体 40
3 審議会などの女性委員参画率	%	25.8	30.1	27.5	27.9	28.4	29.6	31.4	31.9				% 40

【主な実施事業及びその評価】

	王な実施事業及いての評価														
NT.		取り組みのあらましNo.				後	胡基	本計	画期	間に	おけ	る評	₫価		実施部局
No).	及び主な事務事業の名称			H23	H24								R2	名
1 1	1	男女共同参画プラン推進事業			В	В	A	A	A	A	В	В	ILI	1(2	人権文化部
$\frac{1}{2}$	1	男女共同参画センター自主事業							Λ	$-\Lambda$					人権文化部
-	_				A	A	A	A			/	/.			
3		DV対策事業							/_	/_	A	A			人権文化部
4		管理職への女性職員の登用			A	A	A	A							行政管理部
5	5	結婚支援事業									A	A			経営企画部
6	5														
7	7														
8	3														
ç															
10															
1															
12															
13															
14	1														
15	5														
16	3														
1	7														
18	3														
19															
20	<u>′</u>														
	<u> </u>					_					^	Б	,	2	
	7	成30年度目標達成度別事業数	A	2	2	В		l	С	(0	D	(J	
															ĺ

【施策評価及び今後の取り組み方針】

審議会等への女性の参画率については、年々改善しているものの、未だ目標到達には遠い状況である。庁内への働きかけについても努力してくれていることは理解するが、そもそもの女性人材不足など、解決すべき課題がまだまだあるわけであるので、この点については各団体にも働きかけるなど工夫をし、目標達成に向けて更に努力するよう求めておく。

^{第 1 部} 第 4 節 平和の大切さを伝えるまち

【基本方針】

平和は人間として生きるための基本であり、全世界の共通の願いです。市民一人ひとりが平和の大切さを実感し、平和を築き、後世に伝えていくまちをつくります。

そのため、平和への意識を高め、非核平和の重要性を認識できるよう、平和についての啓発や平和学習に取り組みます。

6

7

【取り組みのあらまし】

1 市民の平和意識を高めます

2 子どもたちの平和学習を充実させます

3 平和の重要性と核兵器廃絶のメッセージを世界に発信します

指標	単位				実	糸	責	値				目標信	直
			H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R2	
1 平和を意識したまちづくりが進められていると 思う市民の割合	%			34.6				16.7					UP
2 平和事業の参加者満足度	%	83.7	79.8	87.3	86.3	88.2	92.5	90.1	86.4				% 90
3 修学旅行で平和学習に取り組んでいる学校の割 合	%	65	69	71	73	71	68	72	82				% 100

【主な実施事業及びその評価】

<u> </u>	【王な美施事業及いての評価】 、 取り組みのあらましNo. 後期基本計画期間における評価 実施部局 ┃														
NT.	Į	取り組みのあらましNo.				後期	切基ス	本計i	画期	間に	おけ	る評	陌		実施部局
No.		及び主な事務事業の名称			H23	H24								R2	名
1	1	平和のまちづくりの推進			В	В		В				В	М	112	人権文化部
1	1	子作のよりつくりの推進			D	D	A	D	A	A	A	Ъ			八准人们印
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
Ш															
14															
15															
16															
17															
18															
Ш															
19															
20															
	寸	成30年度目標達成度別事業数	A	0)	В]	[С	()	D	(0	

【施策評価及び今後の取り組み方針】

平和のまちづくりについては、様々な啓発イベントの参加者満足度も高く、会場にあった参加者に来ていただいている。この点について一定の評価をするものである。平和の大切さについては、社会があまりにも平和であり、水か空気のようなものとなっているが、何もしなければ我々や未来の世代が教授することができないものである。平和というものはみんなで努力して維持するものだという意識を若い世代も含めて持ってもらうように、更に啓発イベントについても工夫をしながら展開していくよう求めておく。

開かれた市役所のあるまち 第 5 節

【基本方針】

市民には「知る権利」が、市役所には「説明責任」があります。市民が主体となったまちづくりの実 現のためには、開かれた透明性の高い市役所であることが重要です。そのため、個人情報の保護には十 分配慮した上で、積極的に情報を受発信するとともに、市民と市役所が互いの立場を尊重した、対話と 参加の機会を設けます。また、市役所業務は常に説明責任を伴い、職員一人ひとりが市役所の広報広聴を担うという認識を持ち、より一層身近で市民に開かれた市役所をめざします。

【取り組みのあらまし】

- 1 市民の声に基づいて市政を進めます
- 2 市政にかかわる情報を分かりやすく発信します 6
- 3 市役所が取り扱う市民の個人情報を守ります
- 7

指標	単位				実	糸	責	値				目	標値
	半世	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	I	R2
1 市役所は市民の意見を広く聴き、情報公開が進 んでいると思う市民の割合	%			28.1				13.2					UP
2 市ホームページのアクセス件数	万件	136	140	133	142	143	121	110	121				万件 250
3 市職員の情報セキュリティーポリシー 研修受 講者数	人	551	1,183	916	928	1,008	1,889	2,732	1,889			₩	UP

【主な実施事業及びその評価】

۱.	<u> </u>		美旭事業及いての評価』													
	Vo.	Į	取り組みのあらましNo.				後	胡基	本計	画期	間に	おけ	る割	陌		実施部局
1	NO.		及び主な事務事業の名称			H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	名
Г	1	1	市民相談業務			В	В	A	В							市長公室
	2	1	市政世論調査			В	В	В	В							市長公室
	3	1	本庁舎窓口再構築事業									D	С			経営企画部
l	4	2	市政情報番組提供事業			D	D	С	_	С	С	_	С			市長公室
	5	2	市政だより発行事業			A	A	В	_	В	В	_	В			市長公室
	6	2	ウェブサイト整備事業			В	В	В	В	A	В	С	В			市長公室
l	7	2	財政情報の公表					В	В	/						財務部
	8	2	子ども市政だより発行事業			В	В									市長公室
l	9	2	情報公開制度の推進			D	В									市長公室
I	10	2	議会設備改修事業							A						議会事務局
I	11	3	個人情報保護制度の推進			Α	В									市長公室
I	12															
I	13															
I	14															
I	15															
	16															
I	17															
	18															
	19															
ll:	20															
						`						`	_			•
		井	区成30年度目標達成度別事業数	A	()	В	2	2	С	2	2	D	()	

【施策評価及び今後の取り組み方針】

市政だより発行事業について。今の時代においては、SNSや動画の発信など、インターネット媒体 での情報発信が主流となっているが、その様な状況にあっても、7割を超える市民の方は市政だよりに 目を通しておられる。このことからも、紙媒体の情報発信については、それはそれで非常に重要なツー ルであると言える。既に様々な工夫を凝らしてくれていることについては評価するが、より一層、見る 側の立場から、読み物として面白く、あるいは目を惹き、関心を持ってもらえる、思わず手に取ってし まうような魅力的な紙面づくりについて、広報課の英知を結集し、よりよいものを作成していくよう求 めておく。

そして、一方でSNSの重要性は、日増しに求められている。この点についても、各部局でSNSの アカウントを作っているところとそうでないところがあるが、仕事の忙しさも良く分かるが、できるこ とならば各部・課においてアカウントを作り、毎日ではないとしても、週に一度でも、それぞれの部・ 課における情報発信したり、職員の考えなども発信したりしていいのでは、と考えている。その点につ いては検討を求めておく。

^{第 2 部} 文化に親しめるまち

【基本方針】

文化は心を豊かにし、生きがいを与えてくれます。長い歴史によって地域で育まれてきた、地域の特色を生かした文化に親しみ、大切に思う心を育みます。

そのため、あらゆる活動に文化の視点を取り入れるとともに、個性あふれる豊かな文化を発掘します。また、文化的な資源、情報を発信します。さらに、文化やその担い手を育み、市民が自ら文化活動に取り組める環境や、身近に文化に親しむ機会を提供します。

6

【取り組みのあらまし】

1 あらゆる施策に文化の視点を取り入れます

2 魅力ある文化情報を把握し、発信します

3 文化施設を有効に活用します

4 文化に親しむ機会を提供します

指標	単位				実	糸	責	値				目標値	
	平 匹	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R2	
1 文化に親しめるまちづくりが進められていると 思う市民の割合	%			35.7				20.3				v U	JР
2 文化関連施策の実施件数	件	97	81	82	87	97	87	82	83			• T	生 20
3 文化施設の延べ利用者数	人	333,877	325,396	312,096	286,989	76,204	25,100	25,400	23,400			500, 00	人

【主な実施事業及びその評価】

2 1 新市民会館整備事業 A A A 経営企画部 3 3 公共施設再編整備計画事業 C B 経営企画部 4 3 市民会館等文化施設整備事業 C B 社会教育部 5 3 児童文化スポーツセンター改修事業 A - 社会教育部 6 3 永和図書館整備事業 C B 社会教育部 7 3 市民美術センター自主事業 B B B A 社会教育部 8 3 郷土博物館・埋蔵文化財センター統合整備事業 A A 人権文化部 10 3 文化創造館運営事業 A A 人権文化部 11 4 公共施設再編整備事業(文化関係複合施設再整備) - B A 社会教育部 12 4 公共施設再編整備事業(新永和図書館の整備) A A A 社会教育部 13 13 14 15 16 16 17 18 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19	╚	\ =		美胞争業及いての評価】												
大の化性進事業 B C C C B B B B B C B A A A A A A A A A A A A A A A A A A	N	[n	Į				後其	明基	本計i	画期	間に	おけ	る評	猛		実施部局
2 1 新市民会館整備事業 A A A 経営企画部 3 3 公共施設再編整備計画事業 C B 経営企画部 4 3 市民会館等文化施設整備事業 C B 社会教育部 5 3 児童文化スポーツセンター改修事業 A - 社会教育部 6 3 永和図書館整備事業 C B 社会教育部 7 3 市民美術センター自主事業 B B B A 社会教育部 8 3 郷土博物館・埋蔵文化財センター統合整備事業 A A 人権文化部 10 3 文化創造館運営事業 A A 人権文化部 11 4 公共施設再編整備事業(文化関係複合施設再整備) - B A 社会教育部 12 4 公共施設再編整備事業(新永和図書館の整備) A A A 社会教育部 13 13 14 15 16 16 17 18 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19 19	1	Ю.		及び主な事務事業の名称		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	名
3 3 公共施設再編整備計画事業 C B 経営企画部 4 3 市民会館等文化施設整備事業 C B 社会教育部 5 3 児童文化スポーツセンター改修事業 A - 社会教育部 6 3 永和図書館整備事業 C B 社会教育部 7 3 市民美術センター自主事業 B B 人権文化部 8 3 郷土博物館・埋蔵文化財センター統合整備事業 A A 人権文化部 9 3 文化創造館運営事業 A A 人権文化部 10 3 文化創造館運営事業 A A 人権文化部 11 4 公共施設再編整備事業(文化関係複合施設再整備) - B A 社会教育部 12 4 公共施設再編整備事業(新永和図書館の整備) A A 社会教育部 13 A A 社会教育部 16 16 17 18 19 20	ΙГ	1	1	文化推進事業		В	С	С	С	В	В	В	В			人権文化部
4 3 市民会館等文化施設整備事業 C B 社会教育部 人権文化部 3 次化創造館整備事業 A A A 人権文化部 A A 人権文化部 A A 人権文化部 4 公共施設再編整備事業 (文化関係複合施設再整備)		2	1	新市民会館整備事業						A	A					文化創造館開設準備室
5 3 児童文化スポーツセンター改修事業 A - 社会教育部 文化創造館整備事業 A A A A A A A A A A A A A A A A A A A	Ш	3	3	公共施設再編整備計画事業				С	В							経営企画部
6 3 永和図書館整備事業 C B 社会教育部 7 3 市民美術センター自主事業 B B 人権文化部 8 3 郷土博物館・埋蔵文化財センター統合整備事業 - A A 人権文化部 9 3 文化創造館整備事業 A A 人権文化部 10 3 文化創造館運営事業 A A A 人権文化部 11 4 公共施設再編整備事業(文化関係複合施設再整備) - B A 社会教育部 12 4 公共施設再編整備事業(新永和図書館の整備) A A A A A A A A A A A A A A A A A A A	1	4	3	市民会館等文化施設整備事業		С	В									社会教育部
7 3 市民美術センター自主事業 B B B A A A A A A A A A A A A A A A A A		5	3	児童文化スポーツセンター改修事業		A	_									社会教育部
8 3 郷土博物館・埋蔵文化財センター統合整備事業 A A A 人権文化部 9 3 文化創造館整備事業 A A A 人権文化部 10 3 文化創造館運営事業 A A A 人権文化部 11 4 公共施設再編整備事業(文化関係複合施設再整備) B A 社会教育部 12 4 公共施設再編整備事業(新永和図書館の整備) A A A 社会教育部 13 A A A 社会教育部 16 In I		6	3	永和図書館整備事業		С	В									社会教育部
9 3 文化創造館整備事業 A A A 人権文化部 10 3 文化創造館運営事業 A A A A A A A A A A A A A A A A A A A	Ш	7	3	市民美術センター自主事業		В	В									人権文化部
10 3 文化創造館運営事業 A A 人権文化部 11 4 公共施設再編整備事業(文化関係複合施設再整備) - B A 社会教育部 12 4 公共施設再編整備事業(新永和図書館の整備) A A 社会教育部 13 A A A 社会教育部 16 17 18 19 20 20	H	8	3	郷土博物館・埋蔵文化財センター統合整備	事業					_	_					社会教育部
11 4 公共施設再編整備事業 (文化関係複合施設再整備) B A 社会教育部 12 4 公共施設再編整備事業 (新永和図書館の整備) A A 社会教育部 13 14 15 16 17 18 19 20	IL:	9	3									A	A			人権文化部
12 4 公共施設再編整備事業 (新永和図書館の整備) A A 13 14 15 16 17 18 19 20	1	0	3	文化創造館運営事業								A	A			人権文化部
13 14 15 16 17 18 19 20	1	.1	4	公共施設再編整備事業(文化関係複合施設再整例	備)					_	_	В	A			社会教育部
14 15 16 17 18 19 20	1	2	4	公共施設再編整備事業(新永和図書館の整	備)					/		A	A			社会教育部
15 16 17 18 19 20	ш															
16 17 18 19 20	1	4														
17 18 19 20	1	.5														
18 19 20	╙	_														
19 20	ш															
20	╙	_														
	ш															
	2	0														
			71	6.00万年日標本出席四事業業		4	D	_		0	,	`	D		`	
平成30年度目標達成度別事業数 A A B 1 C 0 D 0			4	·	4	1	B	-	L	C	(J	ע	()	

【施策評価及び今後の取り組み方針】

文化創造館については、大小ホールのネーミングライツや、柿落とし公演が決定するなど、オープンに向けた具体的な動きが進んでおり、市民の皆様からの期待も大いにかかっているところである。その期待を大いに受け止め、PFI事業者とも密に連携し、9月1日のオープニングを迎えられるよう、入念な準備を進めるとともに、市民の皆様が、文化創造館が出来てよかった、という思いを持っていただける、そのような運営ができるようにPFI事業者とも連携をとって対応するよう求めておく。

第2 部 歴史や伝統を大切にするまち

【基本方針】

歴史遺産や伝統はいったん失うと元には戻らない貴重な財産であることから、市や地域の、歴史や伝 統を大切にするまちをつくります。

そのため、郷土の歴史遺産の調査、研究や、その保存と活用に努め、身近な歴史や伝統の啓発を行い、市民と共に文化財保護を進めます。また、古文書などの歴史資料を調査、整理ならびに保存、活用するとともに、古代から現代までを対象とした市史の編さんに努めます。

【取り組みのあらまし】

- 1市民と共に文化財保護を進めます
- 2 歴史・文化を感じられるまちづくりを進めます 6
- 3 文化財の普及啓発を進めます
- 4 市史の編さん、活用を進めます

ı	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,													
ı	指標	単位				実	糸	責	値				目表	標値
ı		辛匹	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2		R2
	1 歴史や伝統を大切にしたまちづくりが進められ ていると思う市民の割合	%			41.2				25.7					UP
	2 一般公開している文化財施設の入館者数	人	30,340	27,932	27,408	28,077	30,818	32,744	32,212	32,397				人 30, 000
	3 文化財ボランティアの延べ活動者数	人	909	1,042	1,050	1,090	1,121	928	790	700				人 1,500

【主な実施事業及びその評価】

<u> </u>		(美胞事業及びその評価)													
No.	Į	反り組みのあらまし№.				後其	胡基	本計	画期	間に	おけ	る評	価		実施部局
IVO.		及び主な事務事業の名称			H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	名
1	1	文化財ボランティア育成事業			С	В	В	В	A	A					社会教育部
2	2	河内寺廃寺跡史跡公園整備事業			A	A	D	A	A	A	A	A			社会教育部
3	2	埋蔵文化財発掘調査事業			A	A									社会教育部
4	2	文化財施設保存計画策定事業							_	_					社会教育部
5	2	鴻池新田会所整備事業									A	A			社会教育部
6	2	埋蔵文化財発掘調査事業			A	A									社会教育部
7	2	文化財啓発事業			D	A	D	A	A	A	A	A			社会教育部
8	3	文化財啓発事業					В	С	D	D	D	A			社会教育部
9	4	市史編さん事業			В	В	A	A	A	В	В	В			人権文化部
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															
	平	成30年度目標達成度別事業数	A	4	4	В	-	1	С	()	D	()	

【施策評価及び今後の取り組み方針】

文化財や史跡の保存については、計画的かつ丁寧に実施していることについて評価する。その点、河内寺廃寺跡にしても鴻池新田会所にしても、東大阪市としての歴史的ストーリを効果的に発信し、訪れた方に歴史のロマンを感じていただける、そして記憶に残る体験をしていただけるような、資源としての活用をセットで考えていかなくてはならない。情報発信の仕方について、しっかりと検討するよう求めておく。

多くの国・地域や人の交流が育まれるまち 第 8 節

【基本方針】

国籍や民族の異なる人々が、互いの考え方や文化、習慣の違いを認め合い、すべての人が自分らしく 生き、交流が育まれるまちであることが大切です。

そのため、多言語で必要な情報を入手できるようにするとともに、異なる文化を持つ市民が理解し合 うための機会をつくります。さらに、まちのよさを生かした交流を進めるため、まちの魅力的な情報を提供し、広く内外の人にもそのよさを伝えることで、訪れたくなるまちをめざします。

【取り組みのあらまし】

1 外国籍住民を支援し、社会参加を進めます

2 市民に多文化共生の大切さを伝えます

3 諸外国との交流、協力を進めます

4 交流の機会や場所を増やします

5 東大阪市の魅力をつくり、発掘し、発信します

7

8

指標	単位				実	糸	責	値				目	標値
	平江	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2		R2
1 多くの国・地域や人の交流が盛んだと思う市民 の割合	%			27				12.7				₩	UP
2 国際情報プラザの多言語相談件数	人	1,145	1,319	1,022	973	792	774	714	635			₩	人 960
3 国際交流や多文化理解に関するイベントの延べ 参加者数	人	24,135	23,763	25,011	22,621	26,021	27,029	27,509	27,594			#	人 28, 000

【主か宝施事業及びその評価】

<u> </u>		(美胞事業及びその評価)													
No.]	取り組みのあらましNo.				後	期基	本計	画期	間に	おけ	る評	4価		実施部局
INO.		及び主な事務事業の名称			H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	名
1	1	国際情報プラザ事業			A	A	В	В	С	С	В	С			人権文化部
2	2	国際化推進事業			В	В	В	В	A	A	A	A			人権文化部
3	2	物産モノづくり魅力発信事業									A	A			経済部
4	3	日新高等学校生徒短期交換留学事	業		A	A									学校教育部
5	5	東大阪市魅力アピール推進事業			A	В	A	A							経営企画部
6	5	観光振興事業			В	В	A	С	A	A					経済部
7	5	新たな観光まちづくり推進事業							A	A	В	В			経営企画部
8	5	モノづくりのまちイメージアップ	事業						_	_					経済部
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															
	ম	成30年度目標達成度別事業数	A	4	2	В		1	С	-	1	D	()	

【施策評価及び今後の取り組み方針】

本年4月より、多文化共生相談情報プラザを庁舎内に開設した。外国人向けの相談窓口は設置してい るが、市民サービスを提供する自治体機能として、全ての部局に在留外国人への対応が求められる。外 国人に対する日本語教育の推進について、国や自治体の責務を明記した、日本語教育推進法案が成立す る見通しとなっているが、今後の施策展開には、本市で生活を送る外国人への対応を念頭に入れなが ら、業務に取り組むことを指示しておく。

第2 部 いくつになっても学べるまち

【基本方針】

豊かな暮らしや充実した人生を送るため、市民が生涯を通して主体的に学び合い育ち合い、自らを高めていくことができるまちづくりを進めます。

そのため、市民が学べる「場所」や「機会」の提供や、「人材」に関する情報などを手に入れやすい 生涯学習の環境づくりを進めます。また、市民自らが、あらゆる場所において、あらゆる機会を通じ、 生涯にわたって楽しく学べるよう支援します。

6

7

【取り組みのあらまし】

- 1 生涯学習に関する情報を手に入れやすくします
- 2 利用しやすい生涯学習の場を提供します
- 3 参加しやすい学習機会を提供します
- 4 生涯学習を支える人材を発掘します

指標	単位				実	糸	責	値				目標	傾
	于证	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R2	2
1 生涯学習活動が盛んだと思う市民の割合	%			27				11.4					UP
2 生涯学習に関する講座やイベントの延べ参加者数	人	715,212	808,419	830,016	835,185	843,981	829,325	813,137	未			•• 873	人 3,000
3 市民一人当たりの図書貸し出し冊数	₩	3.94	3.87	3.90	3.80	3.87	4.01	4.08	未				∰ 4. 27

【主な実施事業及びその評価】

١.	<u> </u>	<u>ቷ/</u> ሪ	美心争業及いての評価】												
1	Vo.	Į	反り組みのあらましNo.			後	胡基	本計	画期	間に	おけ	る評	猫		実施部局
1	NO.		及び主な事務事業の名称		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	名
Ш	1	1	生涯学習推進事業		A	A	A	A	A	A	В	_			社会教育部
ll	2	2	公共施設再編整備事業				С	В							経営企画部
	3	2	図書館運営事業		A	A	A	A							社会教育部
	4	2	市民会館等文化施設整備事業		С	В									社会教育部
	5	2	永和図書館整備事業		С	В									社会教育部
	6	2	公共施設再編整備事業(総合福祉センター再整	(備)					В	В	A	_			福祉部
	7	2	公共施設再編整備事業(貸館施設)								A	_			社会教育部
	8	3	国際識字年推進事業		A	A	В	A	A	A	/	A			社会教育部
IL	9	3	連携7大学公開講座		A	A	В	A	С	С					社会教育部
Ш	10	3	東大阪市連携6大学公開講座								С	С			社会教育部
Ш	11														
Ш	12														
IL	13														
Ш	14														
ш	15														
Ш	16														
IL	17														
ш	18														
IL	19														
L	20														
		71	6比20年度日無法出		1	D	,	`	0		1	D		`	
11		4	F成30年度目標達成度別事業数 A		I	В	(J	C		I	D	(,	

【施策評価及び今後の取り組み方針】

生涯学習推進事業について。新しく「TAMOKU」という施設が完成した。工夫をしながら事業展開をしてくれていると考えているが、見やすい情報、目を惹く情報、情報の見せ方を更に工夫してほしい。せっかくいいことに取り組んでくれているのに、その情報が、見た人のところだけで、メリットを決められている。情報を取りにいかないから、というのではなく、情報を差し上げる、という取り組みになれば、今の社会教育部の取り組みも、市民の皆様から評価され、新しい行政サービスの利用者が生まれる。

第2 部 | 学校・家庭・地域が一緒になって子どもを育むまち

【基本方針】

本市の未来を担う子どもたちの健康や学力、豊かな人権感覚、主体性や調和のとれた人間性を育み、子どもたちの人格の完成をめざします。

そのため、教職員の資質や能力の向上、教育環境の整備、安全な学校園づくりに努めるとともに、子どもたちがすくすく育つ環境づくりのため、地域や家庭の教育力を活性化し、学校園と連携して教育に取り組みます。

【取り組みのあらまし】

- 1知・徳・体のバランスのとれた子どもを育みます 5
- 2 教育の質を向上させ、教育条件を整えます
- 3 子どもが安心して学校に通えるようにします
- 4 地域全体で子どもを育みます

指標	単位				実	約	ŧ	値				目	標値
	中世	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2		R2
1 学校・家庭・地域が一緒になって子どもを育む まちづくりが進められていると思う市民の割合	%			37.1				22.8				*	UP
2 朝食を取っている児童・生徒の割合(上段:小 6・下段:中3)	%	92.5 86.3		94.4 89.4		93.1 89.2			92.2 87.4			*	% 95. 0
3 「愛ガード運動 」の協力員数	₩	16,262	15,128	13,013	13,816	14,098	13,946	12,127	12,772				人 18, 000

6

【主な実施事業及びその評価】

	_	夫旭争未及いての計画」											
No.]	取り組みのあらましNo.		後基	明基を	本計	画期	間に	おけ	る評			実施部局
110.		及び主な事務事業の名称	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	名
1	1	本物の文化芸術にふれる機会の拡大	В	В	В	В	A	A					学校教育部
2	1	クラブ活動推進事業	В	В	В	В	A	В					学校教育部
3	1	食育推進事業(第2次食育推進計画)	A	A	A	A	A	A					学校教育部
4	1	英語教育推進事業	A	A	С	С	С	A	В	В			学校教育部
5	1	学びのトライアル事業	Α	A	В	В	В	В	A	В			学校教育部
6	1	環境教育推進事業	В	В	С	С							学校教育部
7	1	学校園サポート事業	В	В	A	A							学校教育部
8	1	学校給食における食育の推進	С	A	A	A	A	A					教育総務部
9	1	中学校給食の実施			D	D			A	A			教育総務部
10	1	キャリア教育の推進事業			В	В							学校教育部
11	1	学校園教育支援協力者活用事業	Α	A									学校教育部
12	1	連携教育推進事業	A	A			С	A					学校教育部
13	1	日新高等学校生徒短期交換留学事業	A	A					A	A			学校教育部
14	1	一貫教育推進事業							A	С			小中一貫教育推進室
15	2	教育情報化推進事業	В	В	С	С			/				学校教育部
16	2	教職員研修・研究の充実	A	A	A	A	A	A					学校教育部
17	2	学校規模適正化事業	В	С	В	В	С	С	A	A			学校教育部
18	2	人権教育の推進	A	A	A	A							学校教育部
19		子ども・子育て支援事業計画の策定			A	A							学校教育部
20	2	児童用食器用具更新事業			A	A							教育総務部
	य	F成30年度目標達成度別事業数 A	8	В	4	1	С	-	1	D	()	

【施策評価及び今後の取り組み方針】

小中一貫教育については、本市の特徴的な取り組みである「夢TRY科」の授業が行われるなど、教育を取り巻く環境は大きく変化していくことになる。学力の向上が最大のテーマ、目的であるということについて、しっかりと認識を持つこと。結果として、公教育の学力向上のためにこの小中一貫教育が有効だ、そのために取り組むんだという観点をもっと打ち出し、その目標のために対応するよう求めておく。

小学校の空調については、今年も猛暑が予想されるなか、PFI事業者にも、出来る限り早く設置 するよう求め、一日も早く稼動するため、十分な調整をするよう求めておく。

学びのトライアルについては、昨今の本市の取り組みとして、大阪大学や東京大学研究機構など、わが国の学問の先端、トップを走る学術機関と連携ができるまち、しているまち、ということを最大限に活かし、なおかつ市内には4つの大学があるので、ここをうまく活用し、教育委員会の絶対的な使命である学力向上に繋げていくよう求めておく。

学校・家庭・地域が一緒になって子どもを育むまち 第 10 節

【基本方針】

本市の未来を担う子どもたちの健康や学力、豊かな人権感覚、主体性や調和のとれた人間性を育み、

子どもたちの人格の完成をめざします。 そのため、教職員の資質や能力の向上、教育環境の整備、安全な学校園づくりに努めるとともに、子 どもたちがすくすく育つ環境づくりのため、地域や家庭の教育力を活性化し、学校園と連携して教育に 取り組みます。

【取り組みのあらまし】

- 1 知・徳・体のバランスのとれた子どもを育みます
- 5 2 教育の質を向上させ、教育条件を整えます 6
- 3 子どもが安心して学校に通えるようにします 7
- 4 地域全体で子どもを育みます

指標	単位				実	絢	責	値				目	標値
	平江	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2		R2
1 学校・家庭・地域が一緒になって子どもを育む まちづくりが進められていると思う市民の割合	%			37.1				22.8					UP
2 朝食を取っている児童・生徒の割合(上段:小 6・下段:中3)	%		93.8 85.7										% 95. 0
3 「愛ガード運動 」の協力員数	⊞	16,262	15,128	13,013	13,816	14,098	13,946	12,127	12,772				人 18, 000

【ナね宝塩車業及バスの証件】

<u> </u>	_	な実施事業及びその評価】											
No		取り組みのあらましNo.		後	明基	本計	画期	間に	おけ	る評	価		実施部局
140		及び主な事務事業の名称	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	名
1	2	二期制の検証・実施	С	С				/					学校教育部
2	2	幼稚園の特色化・サービスの充実					_	A					学校教育部
3	2	公共施設再編整備事業(教育センターその他整備)					В	A	A	A			学校教育部
4	2	ICT学習支援ツールの試験的導入						$\overline{}$	A	A			学校教育部
5	3	小中学校耐震化事業	В	A	A	A	A	A					建築営繕室
6	3	特別支援教育推進事業	В	В	A	A	A	A	A	A			学校教育部
7	3	子ども安全安心推進事業	A	В	В	В	В	В					学校教育部
8	3	いじめ防止対策事業	A	A	С	В	В	A	В	В			学校教育部
S	3	教育相談・発達相談の充実	A	В	A	В	В	A	В	В			学校教育部
10	3	教育支援センター(適応指導教室)事業	A	A	В	A	A	В	A	A			学校教育部
11	3	小学校の暑さ対策施設整備事業	A	A	A	A	A	A					教育総務部
12	3	収容対策事業	A	A	A	A							教育総務部
13	3	学校トイレ洋式化事業			A	A	В	A					教育総務部
14	3	学校施設安全対策等整備事業			В	A	A	_					教育総務部
15	3	幼稚園施設耐震化事業			A	_	_	_	A	_			教育総務部
16	3	老朽化プール改修事業			D	A	A	-					教育総務部
17	3	大規模営繕・学校整備事業	В	В									教育総務部
18	3	高等学校整備事業	В	В									教育総務部
19	3	幼稚園舎整備事業	С	В									教育総務部
20	3	教材校用備品整備事業	В	В									教育総務部
	<u>7</u>	平成30年度目標達成度別事業数 A		В			С			D			

【施策評価及び今後の取り組み方針】

学校・家庭・地域が一緒になって子どもを育むまち 第 10 節

【基本方針】

本市の未来を担う子どもたちの健康や学力、豊かな人権感覚、主体性や調和のとれた人間性を育み、

子どもたちの人格の完成をめざします。 そのため、教職員の資質や能力の向上、教育環境の整備、安全な学校園づくりに努めるとともに、子 どもたちがすくすく育つ環境づくりのため、地域や家庭の教育力を活性化し、学校園と連携して教育に 取り組みます。

【取り組みのあらまし】

- 1 知・徳・体のバランスのとれた子どもを育みます
- 2 教育の質を向上させ、教育条件を整えます 6
- 3 子どもが安心して学校に通えるようにします 7
- 4 地域全体で子どもを育みます

指標	単位				実	糸	責	値				目	標値
	平江	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2		R2
1 学校・家庭・地域が一緒になって子どもを育む まちづくりが進められていると思う市民の割合	%			37.1				22.8					UP
2 朝食を取っている児童・生徒の割合(上段:小 6・下段:中3)	%	92.5 86.3	93.8 85.7										% 95. 0
3 「愛ガード運動 」の協力員数	₩	16,262	15,128	13,013	13,816	14,098	13,946	12,127	12,772				人 18, 000

【主な実施事業及びその評価】

_		大心ず未及しての可画』											
No.	I	取り組みのあらましNo.		後	明基	本計	画期	間に	おけ	る評	[個		実施部局
110.		及び主な事務事業の名称	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	名
1	3	幼稚園大型備品整備事業	В	В									教育総務部
2	3	エコスクールの推進	A	A									教育総務部
3	3	学校用地取得事業	A	_									教育総務部
4	3	給食施設整備事業	В	В									教育総務部
5	3	いじめ防止対策推進事業	A	A			A	A	A	A			学校教育部
6	3	日新高校施設耐震化事業			A	_	A	A					教育総務部
7	3	学校施設における非構造部材の耐震化事業					В	A					教育総務部
8	3	小学校普通教室への空調整備事業							_	_			教育総務部
9	4	学校協議会の運営	A	A	В	A							学校教育部
10		学校施設の地域開放	С	A	С	В							教育総務部
11	4	総合的教育力活性化事業	С	С	A	A							社会教育部
12	4	市内企業経営者が語る創業と会社運営					A	D					経営企画部
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
			$\overline{}$			$\overline{}$	-		$\overline{}$				
	4	K成30年度目標達成度別事業数 A		В			С			D			

【施策評価及び今後の取り組み方針】

青少年が健やかに育つまち 第 11 節

【基本方針】

青少年が自らに誇りを持ち、責任を自覚し、たくましく健やかに成長することは、市民すべての願い

そのため、青少年が関心を持てるような活動の場や機会を広めるとともに、保護者だけでなく地域の 市民が協力して青少年の健全な育成を見守ることで、青少年が社会的に自立し、コミュニケーション能 力や体力が向上するよう、青少年が健やかに育つまちづくりに取り組みます。

【取り組みのあらまし】

- 1 青少年の健全育成につながる情報提供、啓発を進めます
- 2 青少年の立場で活動の場や機会を提供します 6
- 3 青少年の健全育成を見守り、応援します
- 7

指標	単位				実	糸	責	値				目	標値
	十二	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2]	R2
1 青少年が健やかに育つまちづくりが進められて いると思う市民の割合	%			24.0				12.2				*	UP
2 不良行為の補導件数	件	4,896	5,544	7,837	12,854	8,380	8,342	4,351	未			. 4	DOWN
3 青少年健全育成啓発事業の参加者数	人	100	190	300	350	300	330	320	280				UP

【ナね宝塩車業及バスの証件】

Ш	E	Eな実施事業及びその評価】											
		取り組みのあらましNo.		後	胡基	本計	画期	間に	おけ	る評	2価		実施部局
N	0.	及び主な事務事業の名称	H23	H24								R2	名
-	1	1 青少年健全育成推進事業	A	A	A	A					111	112	社会教育部
H	7	1 「早寝・早起き・朝ごはん」運動の推進		$\frac{\Lambda}{2}$	$\overline{}$	-			_				社会教育部
-	2		_r_	/.	_		/.	/.	A	A			
Œ	3	2 留守家庭児童育成事業	A	A	В	С	A	A					社会教育部
-	4												
	5												
(6												
,	7												
-	8												
	9												
1													
1													
11													
1													
1	3												
1	4												
1	5												
1	6												
1	7												
1													
11													
1													
2	0												
			-			`						,	
		平成30年度目標達成度別事業数 A	1	В	()	С	()	D	()	

【施策評価及び今後の取り組み方針】

早寝・早起き・朝ごはん運動について。正しい生活リズムの定着と、「朝食をきちんと食べる」とい うことについては、子どもたちの健全な体と豊かな心を育むことに繋がる重要なテーマであるし、それ らが子どもたちの学力の向上に関連性があるという点も明らかである。社会教育の分野ではあるが、十 分に学校教育推進室とも連携し、取り組みを進めていくよう求めておく。

^{第2 部} スポーツを楽しめるまち

【基本方針】

「ラグビーのまち東大阪」としてラグビーの持つイメージを生かし、スポーツに対する市民の関心や 意欲を高め、市民生活に健康と豊かさをもたらすことができるよう、スポーツを楽しめるまちをつくり ます。

そのため、市民がスポーツへの関心を高めることができる、さまざまなスポーツを楽しむ機会を提供します。また、市民が安全で利用しやすい施設でスポーツを日常的に行えるようにします。そして、それらの機会を通じて、市民の健康づくりや青少年の健全な育成につなげます。

6

7

【取り組みのあらまし】

- 1 だれもが身近でスポーツに親しめる機会を提供します
- 2 安全で利用しやすい施設整備を進めます
- 3 「ラグビーのまち東大阪」のまちづくりを進めます
- 4

指標	単位				実	約	責	値				目標信	直
	平江	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R2	
1 生涯を通してスポーツを楽しめるまちづくりが 進められていると思う市民の割合	%			33.1				23.2				₩	UP
2 市民スポーツ大会等の参加者数	人	64,339	59,093	58,971	47,056	42,579	46,986	41,387	40,969			.•.₩	UP
3 東大阪アリーナの延べ利用者数	人	581,271	644,175	538,768	536,715	623,513	746,281	637,773	629,019			₩	UP

【主な実施事業及びその評価】

	⊥-′∂	大心事未及し"しり計画】												
No.	Į	反り組みのあらまし№.			後其	明基	本計i	画期	間に	おけ	る評	2価		実施部局
INO.		及び主な事務事業の名称		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	名
1	1	東体育館耐震化リニューアル事業						A	D					社会教育部
2	1	スポーツまちづくり推進事業								A	A			スポーツのまちづくり戦略室
3	2	学校体育施設等開放事業		В	В	В	В							社会教育部
4	2	学校プール開放事業		A	A	В	В							社会教育部
5	_	東京2020オリンピック・パラリンピック事前キャンプ地誘	該致事業							D	D			社会教育部
6	2	児童文化スポーツセンター改修事業		A	_									社会教育部
7	3	ラグビーワールドカップ2019近鉄花園ラグビー場誘到	汝事業	D	D	С	С							花園RWC2019推進室
8	3	ふるさとづくり推進事業		В	В	A	В	A	В					花園RWC2019推進室
9		大規模スポーツ施設運営補助事業		В	С	A	A							花園RWC2019推進室
10	_	全国ラグビーフットボール大会支援事	事業	A	A									社会教育部
11	3	花園ラグビー場整備事業						В	A	A	A			花園RWC2019推進室
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														·
	<u> </u>			`			,	0		`				
	4	上成30年度目標達成度別事業数 A	2	2	В	()	С	()	D		L	

【施策評価及び今後の取り組み方針】

花園ラグビー場の整備については、本市のアイデンティティ、シンボルであるとともに、国際大会に ふさわしい会場として整備されたことについて評価する。 今年のワールドカップ開催期間においては、本市が積み重ねてきた取り組みの集大成を示す時であり、

今年のリールドカップ開催期間においては、本市が積み重ねてきた取り組みの集大成を示す時であり、その開催を通じて、市民も、職員も、観戦に訪れた全ての人とも感動を分かち合い、本市の魅力を最大限に体感していただく重要な機会であることは言うまでもない。その点については、ラグビーワールドカップ推進室を中心とし、全庁が一丸となって、最後まで気を抜かずに取り組むよう求めておく。そして、ラグビーワールドカップが終了する前から、2020年オリンピック・パラリンピック、そして2021年ワールドマスターズゲームズ、そこから様々な果実が実るので、花園というこのツールを最大限、無限に活用できるよう求めておく。

^{♯ 3 前} |健康で元気に暮らせるまち

【基本方針】

市民一人ひとりが、心も体も健康で生きがいを持って人生を送れるよう、健康で元気に暮らせるまち をつくります。

そのため、運動習慣や食生活の改善など規則正しい生活習慣を確立し、健康診査 やがん検診の受診 など健康管理に対する意識を高め、生活習慣病の予防を進めます。また、地域保健対策や健康危機管理 の拠点として保健所などの組織体制を確保し、感染症の予防と拡大防止や、心と体の健康づくりに取り 組みます。

【取り組みのあらまし】

- 1 地域保健対策、健康危機管理対策を総合的に進めます
- 2 健康づくりや食育 に取り組む市民を増やします
- 3疾病などの予防や早期発見に努めます
- 4 感染症の予防と拡大防止に努めます

5 特定疾患や呼吸器系疾患対策などを充実させます 6心の健康づくりに取り組みます

8

指標	単位				実	約	責	値				目標	票値
	平江	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R	2
1 心も体も健康で元気に過ごせるまちづくりが進められていると思う市民の割合	%			31.5				14.1					UP
2 市民の平均寿命 (男性・女性)	歳	79.0 85.9			79.0 85.9								UP
3 胃がん検診の受診率	%	11.1	10.2	10.2	10.6	11.2	10.6	13.5	13.4				% 15. 0

【土た宝塩重業及びその評価】

<u></u> _	王な実施事業及びその評価】													
No.	取り組みのあらましNo.				後其	胡基	本計	画期	間に	おけ	る評	2価		実施部局
110.	及び主な事務事業の名称			H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	名
1	1 健康危機管理対策			С	С	A	A	A	A	A	A			健康部
2	2 食育推進事業			A	A	A	A	A	A	_	_			健康部
3	2 健康トライ21 推進事業			A	A	В	С	A	В	В	В			健康部
4	2 栄養改善業務			В	В									健康部
5	3 医療費適正化事業			D	D	С	С	С	С					市民生活部
6	3 健康増進事業(がん検診)			A	В	В	A	A	A	С	С			健康部
7	3 アルコール健康障害対策事業							A	A	A	A			健康部
8	3 特定健康診査等事業									В	_			市民生活部
9	4 結核対策事業			Α	В	A	A							健康部
10	4 予防接種事業			A	A	В	В							健康部
11	4 感染症対策事業			В	В									健康部
12	4 エイズ対策経費			A	A									健康部
13	4 感染症媒介蚊対策事業									A	A			健康部
14	6 自殺予防対策事業			A	A	A	A	A	A	A	В			健康部
15	6 精神保健福祉対策事業			В	В	A	A							健康部
16														
17														
18														
19														
20														
					_			~			_			
	平成30年度目標達成度別事業数	A	;	3	В	2	2	С	2	2	D	()	

【施策評価及び今後の取り組み方針】

特定健診については、目標の32.7%に対して、平成29年度実績が28.6%ということだっ た。なぜ受診率がこれだけ上がらないのか。がん検診についても同様であるが、多くのの手法を凝らし て工夫しているが、それでもなぜこれだけ受診率が上がらないのかという点について、一度立ち止まっ て掘り下げて検討してもらいたい。

^{第 3 部} | 安心して医療を受けられるまち

【基本方針】

命を守る保健・医療は、地域にとって掛け替えのないものです。保健・医療の関係機関だけでなく、 患者や家族など市民みんなで医療を支え、市民が自らの状態に合った安全・安心な医療を受けることが できるまちをつくります。そのため、医療の質を確保するとともに、近隣市との連携による救急の広域 化や地域間での医療施設の連携、安心できる診療体制の構築を進めます。また、医療機関の適正な利用 や薬の使用方法について、市民の理解を深めます。

【取り組みのあらまし】

- 1 地域の医療関係機関の連携によって医療体制を整備します
- 2 医療機関の適正な利用を進めます
- 3 医療機関などへの検査や指導をより充実させます
- 4 市立総合病院の設備や機能を充実させます
- 5 医療相談窓口を充実させます
- 6薬についての健康教育を拡充します
- 7
- 8

指標	単位				実	約	責	値				目標	値
	平江	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R2	2
1 安心して医療が受けられるまちづくりが進められていると思う市民の割合	%			44.9				28.6					UP
2 病院への立ち入り検査で適合した項目の割合	%	98.1	98.0	98.0	97.0	98.7	98.6	98.1	98.3				% 100
3 薬健康教育や薬物乱用防止講習の延べ参加者数	人	5,762	7,373	7,962	7,820	8,500	8,120	7,160	6,125				UP

【主な実施事業及びその評価】

_ 1 :		美旭争耒及いての評価』												
No.	Į	反り組みのあらましNo.			後	期基	本計	画期	間に	おけ	る評	猛		実施部局
IVO.		及び主な事務事業の名称		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	名
1	1	小児初期救急広域運営事業		A	A	A	A	A	A	A	A			健康部
2	1	休日夜間二次救急診療体制運営事業	業	A	A	A	A	A	A	A	A			健康部
3	3	医療機関などへの立入検査、監視技	旨導	В	В									健康部
4	4	中河内救命救急センターとの連携引	鱼化			A	A							旧総合病院
5	4	がん診療の充実				A	A	A	A					旧総合病院
6	4	高度医療機器整備事業		A	A									旧総合病院
7	4	総合病院増改築事業		A	A									旧総合病院
8	5	高齢者医療制度の円滑な実施		В	A									市民生活部
9		医薬品適正供給確保事業		В	В	В	С							健康部
10	6	危険ドラッグ等啓発事業		A	A	A	A	A	A					健康部
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
	ΔI.	成30年度目標達成度別事業数	Λ	2	D	()	C)	D	(`	
	7	7从30十岁口际连风及別事未数	A	4	В	,	J		'	J	D	,	,	

【施策評価及び今後の取り組み方針】

救急体制の構築については、いざというときにも市民が安心して医療を受けられるよう現状の小児初期救急、休日夜間二次救急体制を維持しながら、さらなる体制の充実に向けた働きかけを行っていくよう求めておく。

生活衛生が行き届いたまち 第 15 節

【基本方針】

生活の質を高め、市民が安全で快適な暮らしを送ることができるよう、生活衛生が行き届いたまちを つくります。そのため、食品関係、生活衛生関係施設などの監視指導などにより、食中毒や感染症、食 品事故、飲料水などの健康危機の発生を防ぎます。もし被害が発生した場合には、被害拡大の防止に努 め、復旧のための取り組みを行います。また、火葬場の改善なども進めます。 さらに、狂犬病予防と動物愛護の視点から、飼い犬や飼い猫の適正な飼育の在り方を広めます。

【取り組みのあらまし】

1 食品などの安全を確保します

5 飼い犬や飼い猫の適正な飼育を啓発します

2 良好な生活環境を提供します

3 保健衛生に関する試験検査機能を充実させます

7

4 斎場の改善に取り組みます

指標	単位				実	糸	責	値				目相	漂値
	平江.	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	F	R2
1 生活衛生が行き届いたまちづくりが進められて いると思う市民の割合	%			43.7				22.7					UP
2 食品衛生法に違反した食品の件数	件	1	0	0	0	2	0	0	1				DOWN
3 生活衛生関係施設の適正割合	%	88	89	89	90	89	88	85	80				% 95

【主か実施事業及びその評価】

<u> </u>		(美施事業及いての評価】												
No.	F	取り組みのあらましNo.			後其	期基準	本計	画期	間に	おけ	る評	- 価		実施部局
IVO.		及び主な事務事業の名称		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	名
1	1	食品安全衛生の強化		A	A	A	A	$\overline{}$						健康部
2	1	食品表示周知・取締り強化事業						В	A					健康部
3	1	食品の安全衛生の強化	Ţ							A	A			健康部
4	2	環境衛生対策の強化				В	В							健康部
5	3	環境衛生検査センター検査機器整備事業	業	_	С	A	A	_	A	A	A			健康部
6		斎場整備事業		-	A	В	В	В	В	С	В			健康部
7		動物指導管理業務		В	В	A	A							健康部
8	5	狂犬病再上陸対応事業						В	В					健康部
9														
10														
11				<u> </u>										
12														
13														
14				Ī										
15														
16														
17														
18														
19														
20														
					_			~			_			
	平	Z成30年度目標達成度別事業数 A	2	2 '	В		1	С	()	D	()	
														1

【施策評価及び今後の取り組み方針】

斎場整備について。長瀬斎場については整備手法が決定し、既に準備が進んでいるが、市内の斎場施 設を取り巻く状況としては、既に老朽化に耐えられない状況となっており、整備は待った無しである。 この点については、策定した整備構想を着実かつ速やかに実行に移していくよう求めておく。

みんなで支え合う福祉のまち 第 16 節

【基本方針】

すべての人が、互いに尊重し合い、支え合い、だれもが住み慣れた地域で安心して共に暮らすことが

できるまちをつくります。
そのため、地域住民、福祉関係者や団体、各種の専門機関などと連携して、身近な相談窓口の充実な どサービスが利用しやすい仕組みをつくります。また、地域福祉の新たな担い手の育成やネットワークの構築など、地域における福祉環境・基盤づくりに取り組みます。

【取り組みのあらまし】

- 1 地域で支え合う仕組みづくりを進めます
- 2 身近に相談しやすい環境をつくります
- 3 ネットワークによって地域福祉の課題を解決します
- 5 すべての人が生活しやすい環境を整備します
- 6 質の高い福祉サービスを利用できるようにします
- 8

指標	単位				実	約	ŧ	値				目標値	
	平江	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R2	
1 みんなで支え合う福祉のまちづくりが進められ ていると思う市民の割合	%			32.7				15.5				.•• *	UP
2 民生委員・児童委員による相談・支援件数	人	29,796	31,209	24,509	24,866	20,746	23,962	17,874	未			41, 30	人 00
3 小地域ネットワーク活動	件、人	316,875 92,784		356,637 88,779					未			#件、 228,000、74,	人

【主か実施事業及びその評価】

l_	<u> </u>	<u> </u>	: 美施事業及いての評価】											
Ш,	,	Į	反り組みのあらまし№.		後	胡基	本計	画期	間に	おけ	る評	2価		実施部局
1	Vo.		及び主な事務事業の名称	H23	H24								R2	名
┞	1	1	避難行動要支援者助け合い事業	A	В	A	A	С	A			1(1	112	福祉部
╟	2	2	コミュニティソーシャルワーカー配置事		A	A	A	A	A	В	В			福祉部
	3		小地域ネットワーク活動推進事業			В					_ D			福祉部
╟	<u>ا</u>			A	A	-	A	A	A	A				
ŀ	4	3	ふれあい収集事業	-		С	В	В	A	A	A			環境部
ш.	5													
и.	6													
Ι⊢	7													
	8													
Ш	9													
	10													
	11													
	12													
	13													
	14													
	15													
	16													
	17													
ш	18													
IL	19													
ш	20													
ľ	201													
		71	成30年度目標達成度別事業数 A	1	D	-	1	C)	D	(1	
		-1	-成30年度目標達成度別事業数 A	Ţ	В		L		'	J	D	,	,	

【施策評価及び今後の取り組み方針】

高齢者や障害者、母子家庭への支援など、福祉に関する課題は多岐に渡り、それぞれの分野で専門的 に取り組んできたところであるが、今後それらの課題はより複合的に絡み合い、地方自治体にはその対 応が求められる。そのためには地域や関係団体とも今まで以上に連携しながら、新たな対応策について 検討するよう求めておく。

安心して子どもを生み、育てられるまち 第 17 節

【基本方針】

子どもを慈しむとともにいとしく思い、子育てを喜び、子どもの健やかな成長を願う気持ちは、だれ もが持っています。安心して出産、子育てができる環境づくりによって、子どもを育てる喜びが実感で き、すべての子どもの健やかな成長と、子どもの権利が尊重され、子どもの生きる力や夢を育むことが できるまちをめざします。

【取り組みのあらまし】

- 1地域全体で子育てを見守ります
- 2 子どもと親の健やかな心と体づくりを進めます
- 3 だれもが安心できる育児環境を整備します
- 4
- 5 すべての人が生活しやすい環境を整備します
- 6 質の高い福祉サービスを利用できるようにします
- 8

一人親家庭の子育てを応援します	

指標	単位				実	約	責	値				目標値	重
	平 匹	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R2	
1 安心して子どもを生み、育てることができるま ちづくりが進められていると思う市民の割合	%			31.3				13.2					UP
2 子育て支援事業の延べ利用者数	人	95,000	153,091	205,064	233,970	234,309	219,096	219,684	未			· 130, 0	人
3 保育所の入所待機児童数	人	192	214	230	284	206	127	106	80				人0

【主な実施事業及びその評価】

l –	17		大心ず未及しての計画」	-		to de			→ → 、					
N	6	ļ	取り組みのあらましNo.		後	明基	本計i	画期	間に	おけ	る評	′価		実施部局
1	0.		及び主な事務事業の名称	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	名
Ш	1	1	地域子育て支援センター事業	A	A	В	A	A	A	A	A			子どもすこやか部
	2	1	地域子育て支援拠点事業	A	A	A	A	A	A	A	В			子どもすこやか部
Ш	3	1	地域子育て支援センター整備事業	A	A	A		A	A	Α	В			子どもすこやか部
	4	2	子ども医療費助成事業	A	A	A	A							市民生活部
	5	2	児童虐待防止事業	В	С	A	В	A	A	В	В			子どもすこやか部
	6	2	児童発達支援相談事業			В	A							子どもすこやか部
	7	2	母子保健事業	В	В	В	В							健康部
Ш	3	2	思春期保健対策事業	A	A									健康部
Ш	9	2	健診時育児支援・虐待対応サポート事業	A	A									健康部
]	0	2	親子支援プログラム事業					A	D	D	A			子どもすこやか部
]	1	2	妊娠・育児支援メール配信事業					В	В					健康部
]	2		産後ケア事業					A	A	В	В			健康部
]	3	2	妊婦健康診査・産後健康診査							В	В			子どもすこやか部
	4	3	民間保育所施設整備補助事業	С	С	D	D							子どもすこやか部
]	5	3	子ども・子育て支援事業計画の策定			A	A							子どもすこやか部学校教育部
]	6	3	民間教育・保育施設整備事業					A	В	A	-			子どもすこやか部学校教育部
]	7		利用者支援事業					A	С	D	D			子どもすこやか部学校教育部
]	8	3	公立教育·保育施設整備事業					A	A	A	A			子どもすこやか部学校教育部
]	9	3	子育て支援情報アプリの配信							_	_			子どもすこやか部
2	0	3	出産記念品事業							_	_			子どもすこやか部
		<u> </u>	元成30年度目標達成度別事業数 A	4	В	[5	С	-	1	D	-	1	

【施策評価及び今後の取り組み方針】

児童虐待防止事業について。虐待通告後48時間以内の安全確認について、92.4%の実施率となっ ているが、この点については昨今の状況を考えれば、100%にしなければ、残りの7.6%の部分が 非常に心配である。なぜ100%実施に至っていないか、原因を速やかに分析し、関係部局とも直ちに 連携を取り、子ども家庭総合支援拠点の検討にも十分活かしていくよう、強く求めておく。

産後ケア事業については、非常にいい事業を組み立ててくれている。しかし、サービスを利用してみ たいが、全ての方が利用できるわけではない。ではどういう立場の方々がどういう状況であれば利用で きる対象となるかどうか。その点がまだまだ分からない。言い換えれば、事業の中身のPRが足りてい ないのではないかと思われる点もある。全ての母子が利用できる事業ではないので、啓発方法には工夫 が必要だという点は理解しているが、相談だけなら気軽にできる。相談とこの事業をうまく組み合わ せ、情報発信の手法を考えるよう求めておく。

安心して子どもを生み、育てられるまち 第 17 節

【基本方針】

子どもを慈しむとともにいとしく思い、子育てを喜び、子どもの健やかな成長を願う気持ちは、だれ もが持っています。安心して出産、子育てができる環境づくりによって、子どもを育てる喜びが実感で き、すべての子どもの健やかな成長と、子どもの権利が尊重され、子どもの生きる力や夢を育むことが できるまちをめざします。

【取り組みのあらまし】

- 1地域全体で子育てを見守ります
- 2 子どもと親の健やかな心と体づくりを進めます
- 3 だれもが安心できる育児環境を整備します

5 すべての人が生活しやすい環境を整備します

6 質の高い福祉サービスを利用できるようにします

8

4 一人親家庭の子育てを応援します

指標	単位				実	絢	ŧ	値				目標信	直
	平江	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R2	
1 安心して子どもを生み、育てることができるま ちづくりが進められていると思う市民の割合	%			31.3				13.2					UP
2 子育て支援事業の延べ利用者数	人	95,000	153,091	205,064	233,970	234,309	219,096	219,684	未			130.	人
3 保育所の入所待機児童数	人	192	214	230	284	206	127	106	80			•	人 0
【主な実施事業及びその評価】													

	土/。	美旭事業及いての評価】											
No]	取り組みのあらましNo.		後	胡基	本計	画期	間に	おけ	る割	4価		実施部局
110		及び主な事務事業の名称	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	名
1	3	リフレッシュ型一時預かり保育のお試し券配布事業							С	С			子どもすこやか部
2	3	公共施設再編整備事業(大蓮東小学校跡地整備)							A	A			子どもすこやか部
3	4	母子自立支援事業	A	A	A	В							子どもすこやか部
4	4	母子家庭等対策総合支援事業	A	A	A	A							子どもすこやか部
5	4	母子施設機能確保事業					_	-					子どもすこやか部
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19	1												
20	<u></u>	•	Щ,										
	71	元成30年度目標達成度別事業数 A		В			C			D			
	7	TANDOT IN THE PARTY IN THE REPORT OF THE PARTY IN THE PA	,	Б						ען			

【施策評価及び今後の取り組み方針】

高齢者が生きがいを持って暮らせるまち 第 18 節

【基本方針】

超高齢社会が到来し、多くの高齢者が地域で暮らす時代となる中、高齢者が地域で安心して暮らせる よう、身近で信頼できる相談窓口を整えます。また、介護が必要な高齢者や認知症の高齢者の生活を支 える介護サービスを確保し、地域で支え合うネットワークづくりに取り組みます。

さらに、高齢者の健康づくりや介護予防活動を進めるとともに、これまでに培った知識や経験が地域 社会のために生かされるなど、高齢者が生きがいを持って生き生きと暮らせるよう支援します。

【取り組みのあらまし】

1 地域生活と自立を支える仕組みづくりを進めます

2 高齢者の健康づくりと介護予防を進めます

3 高齢者の生きがいづくりを応援します

4 高齢者の尊厳を守り、支えます

5 介護保険制度を適正に管理運営します

7

8

指標	美績値 単位 1400 1404 1405 1406 1400 1400 1400 1400 1400 1400 1400								目標値				
1日 1示	平江	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R	2
1 高齢者が安心し、生きがいを持って暮らせるま ちづくりが進められていると思う市民の割合	%			39.6				13.5					UP
2 地域包括支援センター・在宅介護支援センター の相談件数	件	36,238	35,700	37,000	36,100	35,980	39,590	45,540	46774			√ 4′	人 7, 500
3 介護予防事業の延べ参加者数	人	13,121	13,255	20,978	30,870	31,448	33,283	26,429	30838			 30	入000

【主な実施事業及びその評価】

Ì	取り組みのあらましNo.		後1	胡其	太計i	画期	間に	おけ	る評	補		実施部局
No.	及び主な事務事業の名称	H23		H25						R1	R2	名
1	1 地域包括支援センターの機能強化	A	В	В	В	В	A	A	A			福祉部
2	1 街かどデイハウス運営事業	В	A	В	В							福祉部
3	1 ひとり暮らし高齢者実態把握事業	В	В	D	В							福祉部
4	1 地域支え合い体制づくり事業			A	В	В	В	В	В			福祉部
5	1 食の自立支援事業	В	В	\angle								福祉部
6	1 緊急通報装置レンタル事業	В	В	/_								福祉部
7	1 訪問理美容サービス事業	D	С	/,		/	/	/	/_			福祉部
8	1 敬老事業	В	В	/,		/	/,	/	/_			福祉部
9	1 高齢者ふれあい入浴事業	В	В	/,	/	/	/	/	/,			福祉部
10	1 外次// 设有 少人/次	D	D	/,	//	/_	/_	/_	/,			福祉部
11	1 老人福祉施設等施設整備補助事業(養護・軽費老人ホーム)		A			/_	/,	/_	/_			福祉部
12	2 介護予防事業	C	C	A	A	/_	/_	/_	/			福祉部
13				D	D	/_	/_	/_	/_			健康部
14	2 はり・きゅう等施術事業	В	С	/,	\angle	/_	/,	/_	/_			福祉部
15		D	С	/,	/	/_	/_	/_	/_			福祉部
16	2 七八ノノノ伯勤助成事未	B	С	/,	//							福祉部
17	2 介護予防・日常生活総合支援事業			/,	/	В	В	С	В			福祉部
18	3 油油炭图以但ず未	В	В			A	A					福祉部
19	4 同即沿岸竹份工事未	A	A	A	A	A	A	A	A			福祉部
20	4 認知症初期集中支援チーム事業							A	A			福祉部
	平成30年度目標達成度別事業数 A	3	В	ć	3	С	()	D	()	

【施策評価及び今後の取り組み方針】

認知症初期集中支援チーム事業については、高齢化が進んでいく中で、認知症高齢者への対応は急務 であり、現在も色んなメニューを作って進めてくれているところである。平成29年7月に開始した本 事業は着実に対応件数を重ねているが、認知度の広がりという部分では今一歩努力が必要ではないか。 良い取り組みだが、取り組みをご存じない市民の方が多い。実際に何かの相談をしたい、市民の方から SOSを発信したい、そういったときの窓口となる地域包括支援センターがまだ何をしているところな のか知らない方々も多いのではないか。そういった方々からも地域包括支援センターが認知され、地域 の中で自然な形での活動拠点となっていくようにし、市としても事業者と連携をして進めることが必要 である。そういったところに気配りをして進めていくよう求めておく。

第3 部 高齢者が生きがいを持って暮らせるまち

【基本方針】

超高齢社会が到来し、多くの高齢者が地域で暮らす時代となる中、高齢者が地域で安心して暮らせるよう、身近で信頼できる相談窓口を整えます。また、介護が必要な高齢者や認知症の高齢者の生活を支える介護サービスを確保し、地域で支え合うネットワークづくりに取り組みます。

さらに、高齢者の健康づくりや介護予防活動を進めるとともに、これまでに培った知識や経験が地域 社会のために生かされるなど、高齢者が生きがいを持って生き生きと暮らせるよう支援します。

【取り組みのあらまし】

- 1 地域生活と自立を支える仕組みづくりを進めます
- 2 高齢者の健康づくりと介護予防を進めます
- 3 高齢者の生きがいづくりを応援します
- 4 高齢者の尊厳を守り、支えます
- 5 介護保険制度を適正に管理運営します
- 6
- 7
- 8

指標	単位				実	綺	ŧ	値				目;	標値
1日 /宗	中亚	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2		R2
1 高齢者が安心し、生きがいを持って暮らせるま ちづくりが進められていると思う市民の割合	%			39.6				13.5				*	UP
2 地域包括支援センター・在宅介護支援センター の相談件数	件	36,238	35,700	37,000	36,100	35,980	39,590	45,540	46774				人 47, 500
3 介護予防事業の延べ参加者数	人	13,121	13,255	20,978	30,870	31,448	33,283	26,429	30838			.*	人 30,000

【主な実施事業及びその評価】

<u> </u>		(実施事業及びその評価)											
No.]	取り組みのあらましNo.		後其	胡基	本計i	画期	間に	おけ	る評	<u>'</u> 価		実施部局
INO.		及び主な事務事業の名称	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	名
1	5	介護基盤の整備 (社会福祉施設等整備費補助事業)	Α	A	В	В							福祉部
2	5	介護給付適正化事業	A	В	D	В	В	В	В	В			福祉部
3	5	スプリンクラー整備事業	A	_	_	_	/		/	_			福祉部
$\frac{3}{4}$	5	介護相談員派遣事業	В	В									福祉部
5		开设国际实际趋于 术		ע	_								III III III
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
20													
	7	Z成30年度目標達成度別事業数 A		В			С			D			
	'	11					J						

【施策評価及び今後の取り組み方針】

| 第 3 部 | 障害のある人が自立して生活できるまち

【基本方針】

障害のある人が生活しやすいまちは、すべての人にとって生活しやすいまちです。障害のある人のあらゆる権利や自由が確保され、家庭や地域社会の中で自立した生活ができるまちづくりをめざします。 そのため、障害のある人の生涯を通じ、成長の段階に応じた療育 ・就労・生活支援サービスをはじめとした基盤整備を進め、相談しやすい環境づくりや関係機関の連携などで、障害のある人の生活の安全・安心機能を高めます。

5

6

7

【取り組みのあらまし】

- 1 障害のある人への理解と地域の交流を進めます
- 2 障害のある人が自立した生活ができるよう支援します
- 3 障害者教育や療育サービスを充実させます
- 4 障害のある人の就労や保健・医療を支えます 8

指標	単位				実	絢	ŧ	値				目	標値
	干证	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2		R2
1 障害のある人が家庭や地域社会の中で自立して生活で きるまちづくりが進められていると思う市民の割合	%			27.1				12.3				₩	UP
2 障害福祉サービスの利用率	%	80.1	65.0	72.8	75.6	72.3	82.5	84.1	83.7			₩	% 80. 0
3 療育センター内診療所の延べ受診者数	人	10,438	11,045	11,091	11,138	10,268	10,919	11,691	11,172				人 18, 000

【主な実施事業及びその評価】

ᆜ	=		(美施事業及びその評価)											
N]	取り組みのあらましNo.		後	胡基	本計i	画期	間に	おけ	つる評	[価		実施部局
IN	0.		及び主な事務事業の名称	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	名
П	1	1	障害者理解啓発事業			С	С	С	С	В	В			福祉部
	2	1	障害者虐待の防止			В	A	В	В	A	С			福祉部
;	3	2	障害者地域生活支援事業	A	В	В	A							福祉部
4	4	2	住宅改造助成事業	В	С	В	С							福祉部
!	5	2	社会福祉施設等施設設備整備費補助事業	С	A	A	D							福祉部
(3	2	在宅心身障害者(児)短期入所事業	A	В	A	В	A	A					福祉部
	7	2	障害者ケアホーム運営安定化事業	В	A	A	A							福祉部
1	3	2	障害者自立支援にかかる給付	A	A									福祉部
9	9	2	コミュニケーション支援事業	В	С									福祉部
1	0	2	成年後見支援センター事業	A	A									福祉部
1	1	2	障害者グループホーム運営安定化事業					A	A					福祉部
1	2	3	新障害児者支援拠点施設整備事業	A	A	В	В	В	A					福祉部・子どもすこやか部
1	3	3	障害の発達支援にかかる給付・児童相談事業			A	A							子どもすこやか部
1	4	3	発達障害支援事業			В	В							子どもすこやか部
1	5	3	児童デイサービス事業	A	A									子どもすこやか部
1	6	4	ジョブライフサポーター派遣事業	A	A	С	С							福祉部
1	7	4	介護タクシー補助事業	С	A									福祉部
1	8													
1	9													
2	0													
		<u>1</u>	元成30年度目標達成度別事業数 A	0	В]	1	С		1	D	C)	

【施策評価及び今後の取り組み方針】

平成31年4月1日に、「東大阪市みんなでトライする手話言語推進条例」が施行された。手話はひとつの言語であり、手話を必要とする人が社会で自立して、自分らしく生きていくうえで、必要不可欠なものである。手話とろう者の方に関する理解を深めるとともに、手話の普及を進めるため、本条例の理念をすべての市民・事業者と共有していくことが重要である。障害の有無にかかわらず、全ての市民が活躍できる東大阪市を目指し、理解の促進と環境整備の両面から、取り組みを進めていくよう求めておく。

第3 部 第20 節 生活自立相談や支援が受けられるまち

【基本方針】

すべての人が健康で文化的な最低限度の生活を営むことは、憲法で保障された権利の一つです。 そのため、支援を必要とする人が自立した生活を営めるよう、利用できる支援内容についての情報を 入手し、必要な支援が受けられる環境を整備します。また、高齢者の生活が安定するよう、国民年金制 度の手続きなどについて、市民の身近な窓口となります。

【取り組みのあらまし】

1 低所得者世帯などの生活自立を応援します

2 生活保護を適正に実施します

3 国民年金制度のサービス内容を分かりやすく発信します

指標	単位				実	糸	責	値				目	標値
	平 匹	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2		R2
1 生活自立相談や支援が受けられるまちづくりが 進められていると思う市民の割合	%			26.8				12.5				₩	UP
2 福祉事務所で実施している就労支援相談の件数	件	1,900	2,280	2,656	3,048	3,127	3,969	3,569	3,713			₩	件 1,300
3 就労支援相談によって自立した人の割合	%	9.6	2.3	4.4	4.0	7.1	4.7	11.5	4.6			₩	20.0

6

7

【主な実施事業及びその評価】

<u> </u>		美施事業及びその評価												
No.]	取り組みのあらましNo.			後:	期基	本計	画期	間に	おけ	る評	′価		実施部局
INO.		及び主な事務事業の名称		H2	3 H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	名
1	1	生活保護の適正実施						A	Α	A	В			福祉部
2	2	生活困窮者支援事業		В	В	В	В	В	В	В	A			福祉部
3	٦	工门四初日入版事术		- -	Ъ	ש	U	ע	ע	ט	11			IIII IIII III
$\frac{4}{5}$														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
II .														
18														
19														
20														
				-1			1		ļ ,	`	_	,	`	
	+	成30年度目標達成度別事業数	A	1	В		1	С	()	D	()	

【施策評価及び今後の取り組み方針】

生活困窮者支援について。就労支援や債務整理、学習支援など、多くの取り組みを行い、着実な成果を挙げていることについて評価する。国全体の動向として、景気は上向き、失業率も低下する傾向にあるなか、生活に困窮する方に対しては、ただ単に仕事が見つからないというより、生活における複合的な課題が存在する場合が多い。庁内の連携はもちろん、外部の各関係機関との連携を強め、きめ細やかな支援をおこなっていくよう求めておく。

^{第 4 部} モノづくりが元気なまち

【基本方針】

本市の工業が発展することは、市の発展のみならず、日本の製造業の発展にもつながっています。市内製造業の付加価値をさらに高め、次の世代に対しても優れた経営資源を継承できるようにするとともに、全国でも有数の企業集積の強みを生かした、モノづくりが元気なまちをつくります。

そのため、既存技術の改良だけではなく、新しい技術や製品の開発を積極的に支援するとともに、それらを担う人材の育成、確保や、市内製造品の販売促進、他都市や地域との交流を進めます。

【取り組みのあらまし】

- 1モノづくり企業の高付加価値化を支援します
- 2 「モノづくりのまち東大阪」を次の世代に引き継ぎます 6
- 3 モノづくり企業の販路開拓を応援します
- 4 地域経済の連携、交流に取り組みます 8

I.	_ // / _ / _ / _ / _ / _ / _ / _ / _													
	指標	単位				実	糸	責	値				目標値	直
l		+14	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R2	
	1 市内のモノづくり企業が元気だと思う市民の割合	%			50.2				39.2					UP
	2 東大阪ブランド認定製品数	製品	129	135	137	131	131	137	142	143				UP
	3 従業者一人当たりの粗付加価値額	万円	866	831	852	834	不明	不明	不明	不明			₩	UP

7

【主な実施事業及びその評価】

<u> </u>	<u> </u>	な犬旭ず未及しての山川』	_										
N		取り組みのあらましNo.		後	期基	本計	画期	間に	おけ	る割	[個		実施部局
11	,	及び主な事務事業の名称	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	名
$\prod_{i=1}^{n}$. []	知的財産支援事業	D	D	D	D	D	D					経済部
2	2]	東大阪デザインプロジェクト事業	A	С	D	В	A	A	С	D			経済部
3	3	産業技術支援センター整備事業	A	A	A	A	A	A	В	С			経済部
4	[]	高付加価値化支援事業			С	A	A	В	D	С			経済部
	5]	環境ビジネス関連事業	A	A									経済部
(3]	モノづくり研究活性化事業	D	D									経済部
7	7]	東大阪市製品化促進事業	D	С									経済部
8	3]	医工連携プロジェクト創出事業							A	A			経済部
į) [都市ブランド形成事業							С	D			経済部
1) 2	次世代モノづくり啓発事業	A	A	В	A	A	A	A	A			経済部
1	1 2	産業技術支援センター整備事業(技術研修	(a) B	В									経済部
1	2 2		С	В									学校教育部
1	3 2	キャリア教育の推進事業			В	В	A	В	A	В			学校教育部
1	4 3	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	В	В	В	В	A	В	D	D			経済部
1	5 3	21.2 21.2 1 42 41.14 2 40.2	В	В	A	A	A	В	В	A			経済部
1	٠		С	A	A	В	A	В	A	A			経済部
1	7 3	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	С	С	A	A	В	С	A	A			経済部
1		中小企業都市連絡協議会事業	A	A	A	A							経済部
1		都市間交流支援事業	В	A									経済部
2)												
		平成30年度目標達成度別事業数 A	5	В	-	1	С	4	2	D	,	3	

【施策評価及び今後の取り組み方針】

医工連携については、昨年に引き続いてのメディカルヒルズ本郷での商談会に加え、「Medtec Japan」への出展や、医療機器企業をターゲットとした市内モノづくり企業ツアーなど、精力的な取り組みを続け、着実に成果を上げていることについて評価する。医療機器市場への参入という厳しいハードルがあるが、これにチャレンジしていくことは、本市のモノづくりのポテンシャルを押し上げる力にもなり、市内企業のステータス向上にも繋がると考える。この点については、大阪大学とのネットワークを活用し、医工だけでなく歯工連携も始まったが、大阪大学という、世界的に認められている大学との連携というのは、本市のモノづくりにとって非常に有意義だ。医工連携、歯工連携、阪大連携という観点から、着実に取り組みを進めるよう求めておく。

買い物しやすいまち 第 22 節

【基本方針】

日々の買い物が身近でできる商店は、市民生活にとって無くてはならないものです。 商店街を中心とした商業集積地域の魅力を高めることによって、市民が買い物しやすく、買い物に訪れ

たくなる、にぎわいのあるまちをつくります。

そのため、商業集積地の魅力づくりに取り組むとともに、商店街に人が集まり、安心して快適に買い 物ができるよう支援します。

【取り組みのあらまし】

- 1 特色ある商業集積地域づくりを支援します
- 5 2 「元気な店舗グループ」の活動を支援します 6
- 3 地域資源の活用で集客力を強化します
- 4 安心して快適に買い物ができる環境づくりを進めます

指標	単位				実	糸	責	値				目標値	直
	+-117	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R2	
1 だれでも不自由なく買い物できるまちづくりが 進められていると思う市民の割合	%			49.7				36.1					UP
2 「元気な店舗グループ」支援の対象数	件	1	1	1	0	1	1	1	2				件 5
3 市内で買い物をした市民の割合(顧客流出入比率)	%	74.7	74.7	74.7	74.7	74.7	74.7	74.7	不明				UP

【主か実施事業及びその評価】

<u> </u>		(美胞事業及びその評価)												
No.]	反り組みのあらまし№.			後其	胡基	本計i	画期	間に	おけ	る評	価		実施部局
100.		及び主な事務事業の名称		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	名
1	1	地域密着型支援事業		В	D	С	С	В	С		$\overline{}$			経済部
2	1	空き店舗活用促進事業		С	С	A	A	Α	A	С	С			経済部
3	1	商業振興コーディネート事業		A	A	A	A	С	A	A	A			経済部
4	1	高齢者に優しい商店街づくり事業				С	С	С	D					経済部
5	1	商店街コンシェルジュ事業				A	A	D	D					経済部
6	2	元気グループ推進支援事業		A	A	С	D	A	A					経済部
7	2	個店経営者育成セミナー事業		С	В	В	В	В	В	A	A			経済部
8	3	地域資源活用·広域集客型支援事	業	D	С									経済部
9		共同施設設置助成事業		A	A	A	A	A	A	С	A			経済部
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
	<u> </u>	成30年度目標達成度別事業数	A	3	В	()	C		1	D	()	
	'		11	 	ע								,	

【施策評価及び今後の取り組み方針】

ラグビーワールドカップの開催を契機として、市内商店における各地域に応じた個性的な取り組み や、インバウンド対応としてのキャッシュレスや多言語化など、市内商業の活性化が進んできている。 この流れを止めることなく、店舗の大小にかかわらず、市内の商業が更に活性化し、魅力ある買い物環 境となるよう、様々なアイディアを出し、工夫を凝らしながら商業振興に取り組むよう求めておく。

| 第 4 部 | 農業と農地空間を大切にするまち

【基本方針】

安全で安心できる農産物の提供や地産地消 、食育を通じて、都市農業を身近に感じ、農業と農地空間を大切にするまちをつくります。

農業の持続と、都市の貴重な緑地である農地空間の保全のため、次世代の担い手を育成していくとともに、農業と農地空間の持つ公益的な役割をさらに発展、拡大します。

【取り組みのあらまし】

1 安全で新鮮な農産物を消費者に届けます

. . . .

2 東大阪市の特産物を地域ブランドとして発信します

6

5 有害鳥獣被害への対策を進めます

3農業と農地空間の担い手を育てます

7

4 農地空間の持つ価値や機能を生かします

8

指標	単位				実	約	責	値				目標	値
	于江	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R2)
1 農業と農地空間を大切にするまちづくりが進め られていると思う市民の割合	%			22.8				10.2				₩	UP
2 農地面積	ha	242	242	239	234	222	217	213	209			•••	ha 258
3 大阪府が認定したエコ農業者数	人	143	161	180	189	204	208	200	227			.•.₩	人 100

【主な実施事業及びその評価】

L	E		施事業及びその評価】													
N		取り	り組みのあらましNo.				後其	明基	本計i	画期	間に	おけ	る評	価		実施部局
10	0.		及び主な事務事業の名称			H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	名
	1		業啓発推進事業			A	A	A	A	A	A	A	A			経済部
2	2	1 学	校給食における食育の推進			С	A	A	A							教育総務部
3	3	2 農	産物展示品評会事業			A	A									経済部
4	1	3 都	市農業活性化農地活用事業			В	В	В	В	A	A	A	A			経済部
Ę	5	4 フ	アーム花いっぱい咲かそう事業			D	D	D	В	В	A					経済部
(3	4 五.	個水路改修事業			A	В	A	A							土木部
7	7	4 農	業用排水路維持管理補助金			A	A									土木工営所
8	3	4 六	郷水路改修事業							_	A	_	В			土木部
į)	5 有	害鳥獣捕獲対策事業			Α	A	С	С							経済部
1	0															
1	1															
1	2															
1	3															
1	4															
1	5															
1	6															
1	7															
1	8															
1	9															
2	0															
		77 -					Б	_	1	0	,	`		,		
		半凤	30年度目標達成度別事業数	A	2	2	В		L	С	()	D	()	

【施策評価及び今後の取り組み方針】

農業の担い手と農地をしっかりと守りながら、市内飲食店などにも働きかけ、東大阪野菜のメニュー 提供など、東大阪産のたくさんのエコ野菜を使った、新たな取り組みを行っていくことはできないか。都市農業を活性化させていくにあたり、多くの手法を検討してもらいたい。

第4 部 産業活動にとって魅力のあるまち

【基本方針】

産業の集積は、本市の発展の基盤であることから、モノづくりをはじめとするすべての産業活動が安定して続けられるよう、産業活動にとって魅力のあるまちづくりを進めます。

そのため、住宅と工場が共生しながら操業が続けられるような環境づくりや、金融面からの企業活動の支援、産業活動に役立つ情報提供を通じて、地域産業を総合的に支援します。

6

【取り組みのあらまし】

- 1 居住環境と工場の操業環境の共生を進めます
- 2 金融面から産業活動を支援します
- 3経済施策情報を分かりやすく発信します 7
- 4 クリエイション・コア東大阪を有効に活用します 8

指標	単位				実	糸	責	値				目標	票値
	平江	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R	2
1 産業活動にとって魅力あるまちづくりが進められていると思う市民の割合	%			32.8				18.1					UP
2 クリエイション・コア東大阪総合相談窓口の利 用件数	件	8,475	10,803	10,100	9,962	10,510	9968	11,286	11077				件 5,000
3 立地促進補助金の対象件数	件	12	13	6	4	5	10	21	29				件 40

【主な実施事業及びその評価】

	上な夫旭争耒及いての評価】											
No.	取り組みのあらましNo.		後其	明基	本計i	画期	間に	おけ	る評	価		実施部局
IVO.	及び主な事務事業の名称	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	名
1	1 モノづくり立地促進補助事業	A	A	D	A	/						経済部
2	1 住工共生のまちづくり事業			D	A	С	D	A	В			経済部
3	1 集合工場建設事業	D	D									経済部
4	2 中小企業融資事業	В	A	A	A	Α	A					経済部
5	3 東大阪市技術交流プラザ事業【再掲】	В	В	A	A			В	A			経済部
6	3 モノづくりワンストップ推進事業【再掲】	С	С	A	A	В	С	A	A			経済部
7	3 ビジネスセミナー開催事業	С	A	/		/						経済部
8	4 クリエイション・コア東大阪活用促進事業	В	В	A	В			A	A			経済部
9												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												
	平成30年度目標達成度別事業数 A	3	В]		С	()	D	(,	
	1/X00十/X口标是/X/Z/// 事未数		ם		L		'		ש	(´	

【施策評価及び今後の取り組み方針】

住工共生のまちづくりについては息の長い取組みとなるが、平成29年度には水走・高井田両地区について、都市計画手法を活用した特定地域としての選定を行い、住工共生への具体的な取組みの第一歩を踏み出せたことについて評価する。今後、両地区の支援施策については審議会等で十分に検討を重ねるとともに、補助金施策についての認知度向上にも努めながら、東大阪市の宝であるモノづくり企業の保全と良好な住宅環境の両立に向け、更なる取組みを推進するよう求めておく。

| ^{第 4 部 |}||雇用が安定し、働きやすいまち

【基本方針】

雇用が安定することによって生活が安定し、仕事を通じた社会貢献や生きがいを感じることによって 暮らしが充実します。また、社会の発展にとって雇用の安定は欠かすことのできない要素です。

そのため、勤労者の職業能力を向上させるとともに、雇用の安定に努め、若者や就職困難者が安定して就業し、高齢者が生きがいを持って働くことができるまちをつくります。また、勤労者が健康で充実して働くことができ、働きがいのある労働環境を整備します。

【取り組みのあらまし】

1 働きがいのある労働環境づくりを支援します

2 安心して働ける労働環境づくりを支援します

3 若者の就業を応援します

4 就職に困っている人の雇用を促します

5 高年齢者の生きがい就労を応援します

6

7

8

指標	単位				実	糸	責	値				目	標値
	平江	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2		R2
1 雇用が安定し、働きやすいまちづくりが進められていると思う市民の割合	%			21.8				11.2					UP
2 労働・就労支援相談の件数	件	372	317	435	480	475	525	443	421			₹	件 1,000
3 ハローワーク布施の有効求人倍率 (大阪府内の有効求人倍率)	倍率	0.52 0.68		0.75 1.01		0.96 1.24						₩	UP

【主な実施事業及びその評価】

<u> </u>	土/』	(美旭争耒及いての計価)											
No.]	取り組みのあらましNo.		後期	胡基	本計	画期	間に	おけ	る評	猛		実施部局
140.		及び主な事務事業の名称	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	名
1	1	勤労者福祉サービスセンター運営補助事業	В	В									経済部
2	1	東大阪市優良社会貢献事業所・従業員表彰事業	С	С									経済部
3	2	若者自立支援援助事業	A	A	В	В	A	A	D	D			経済部
4	2	市内企業と学生、女性の就職マッチング事業					A	D					経済部
5	2	就活応援窓口事業							D	A			経済部
6	3	モノづくり若年者等就業支援事業	D	С	D	D	D	D	С	С			経済部
7		若年者等トライアル雇用事業	В	С	С	D	D	D					経済部
8	4	就労困難者就労支援事業	A	A	A	С	В	В					経済部
9	4	雇用開発センター運営補助事業	D	D									経済部
10	5	シルバー人材センター運営補助事業	A	A									経済部
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
	<u>J</u>	元成30年度目標達成度別事業数 A	1	В	()	C		1	D	-	1	
		//X00 下汉日际是/X/X///	1	ם	L_					ע		L	

【施策評価及び今後の取り組み方針】

雇用については、就活応援窓口である就活ファクトリー東大阪において、若者や女性など様々な雇用ニーズにきめ細やかに対応し、市内企業と学生等の若者・女性との就職マッチングを進め、モノづくり企業などの市内企業への就職率を高めていけるよう求めておく。

^{第 4 部} 消費者が守られるまち

【基本方針】

安全で安心な消費生活ができるよう、消費者が守られるまちをつくります。そのため、消費生活センターが地域の中核的な役割を担うとともに、消費者が意識を高め、自ら行動できるよう取り組みます。 また、消費者が安定的に安心して生活物資を購入できるよう努めます。

【取り組みのあらまし】

1 安全で安心な消費生活ができるようにします

2 消費者の自立を支援します

3環境にやさしい運動を進めます

4 生活関連物資を安定して適性に供給できるようにします

指標	単位				実	糸	責	値				目標	値
	平江	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R2	
1 消費者が守られるまちづくりが進められている と思う市民の割合	%			27.5				11.1				₩	UP
2 商品量目立入検査で適正であった商品の割合	%	100	98.3	100	100	100	98.2	97.9	98.0			₩	UP
3 消費生活に関する相談のあっせん解決率	%	91.8	91.3	93.7	91.0	90.6	87.0	91.6	88.9			₩	% 100

6

【主な実施事業及びその評価】

<u> </u>		(美施事業及びぞの評価)												
No.]	取り組みのあらましNo.			後期	明基	本計	画期	間に	おけ	·る評	<u>-</u> 価		実施部局
INO.		及び主な事務事業の名称		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	名
1	1	多重債務者対策事業		D	D	D	D				$\overline{}$			市民生活部
2	1	消費生活相談事業		В	В	В	В	В	В	В	В			市民生活部
3	1	地方消費者行政活性化基金事業		A	D									市民生活部
4	1	多重債務者対策庁内連絡会		A	A									市民生活部
5	2	消費生活啓発事業		A	A	A	A	A	A	A	A			市民生活部
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
	괴	元成30年度目標達成度別事業数	A	1	В		1	C	()	D	()	
			11		ם				,				_	

【施策評価及び今後の取り組み方針】

消費生活の啓発については、特に特殊詐欺・悪徳商法の手口が多種多様化している中で、消費者被害を未然に防止し、消費教育や啓発等について、警察や庁内各課と連携し取り組んでくれていることは評価する。しかし、特殊詐欺等の新たな手法は後を絶たないわけであるので、より一層連携を密にしながら、様々な情報を的確に市民に届ける工夫を求めておく。先ほどの防災の点でも触れたが、自分は大丈夫だ、自分は詐欺には遭わないという方も多いと思うが、そうではないということ、情報の届かないところに情報を届けること、一人でも二人でも多くの方に情報を届ける工夫をするよう求めておく。

第 5 部 危機や災害への備えが万全なまち

【基本方針】

危機や災害は突然やって来ます。いざという時に市民の生命や体、財産を守り、被害を最小限にとどめ、早期の復旧を行うため、また、避難生活を少しでも安定して過ごせるよう、日ごろからの備えが万全なまちにします。

そのため、さまざまな事態を想定した危機管理体制を整備します。また、市民の自主的な活動を支援することで地域の安全を守るようにします。

さらに、消防力 の強化、防災拠点の整備、都市基盤の整備や耐震化などにより、災害に強い住まいとまちづくりを進めます。

【取り組みのあらまし】

- 1 危機管理体制を整えて、いざという時に備えます
- 2 地域における防災・防火・防犯に向けて取り組みます
- 3 消防力を強化し、市民生活を守ります
- 4 都市基盤の耐震化、避難所整備を進めます
- 5 水害や土砂災害からまちを守ります
- 6 国民保護体制を整えて、万一に備えます

7

8

指標	単位				実	約	責	値				目标	票値
	平江	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R	22
1 危機や災害への備えが万全なまちづくりが進められていると思う市民の割合	%			30.5				15.4					UP
2 雨水増補管の整備率	%	77.0	79.7	80.0	85.0	89.0	89.6	90.4	91.0			₩	% 92. 0
3 市庁舎、保健所などの市の防災関連建築物の耐 震化率	%	88.1	88.3	89.0	90.3	100	100	100	100			₩.	% 100

【主な実施事業及びその評価】

I	<u> </u>		(美施事業及びぞの評価)												
N	J.]	取り組みのあらましNo.			後其	明基	本計i	画期	間に	おけ	る評	延価		実施部局
1	NO.		及び主な事務事業の名称	H2	23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	名
I	1	1	危機管理体制整備事業	I	4	A	D	D							危機管理室
Ш	2	1	大阪府防災行政無線再整備事業				_	A							危機管理室
	3	1	防災情報通信ネットワーク事業	I)	D	A								危機管理室
Ш	4	1	防災センター整備事業				A								危機管理室
	5	1	地域防災計画の推進	I)	D									危機管理室
	6	1	浸水地消毒対策事業						Α	A					健康部
	7	2	自主防災組織活動補助事業	I	3	D	A	С	С	С					危機管理室
	8	2	青色防犯パトロール事業				A	A							危機管理室
_	9	2	防犯灯設置費補助事業	I	4	A	С	A	В	A					協働のまちづくり部
	10	2	地域安全センター設置事業		_		D	D							協働のまちづくり部
	11	2	青色防犯パトロール活動支援事業		_		A	A	A	В					協働のまちづくり部
IL	12	2	防犯カメラ設置費補助事業		_		A	A	В	В	/				協働のまちづくり部
╙	13	2	街頭犯罪防止啓発事業		_		A	A	A	A					協働のまちづくり部
Ш	14	2	防犯等維持管理費補助事業	A	4	A									協働のまちづくり部
Ш	15	2	防災力向上事業						A	A					危機管理室
Ш	16	3	消防出張所耐震化整備事業	A	4	A	A	A							消防局
Ш	17	3	消防署建替事業	I)	A	A	A	A	A	A	_			消防局
ш	18	3	消防団車両整備事業	I	4	A	_	D	D	D	A	D			消防局
IL	19	3	消防団屯所整備事業	(2	С	A	A	С	A	A				消防局
2	20	3	震災対策事業		_		A	A							消防局
		斗	产成30年度目標達成度別事業数 A	9		В]	1	С		1	D		1	

【施策評価及び今後の取り組み方針】

地域版ハザードマップの作成については、いざという時の備えとなることはもちろんであるが、その作成過程を通じて、地域の繋がりを深め、地域の防災意識をより高めていくツールであると言える。そういった意味で、座学やまち歩きなどの過程を経ながら作成が進められていることについては評価する。しかし、未作成の地域があることについては、各地域の事情を考慮しながらも、早期に作成を進め、全ての地域においてこのマップが活かされる状況を早く作り出すように求めておく。

マップそのものの重要性もあるが、マップを作る過程が、地域防災力を高める力となる。

第 5 部 | 危機や災害への備えが万全なまち

【基本方針】

危機や災害は突然やって来ます。いざという時に市民の生命や体、財産を守り、被害を最小限にとどめ、早期の復旧を行うため、また、避難生活を少しでも安定して過ごせるよう、日ごろからの備えが万全なまちにします。

そのため、さまざまな事態を想定した危機管理体制を整備します。また、市民の自主的な活動を支援することで地域の安全を守るようにします。

さらに、消防力 の強化、防災拠点の整備、都市基盤の整備や耐震化などにより、災害に強い住まいとまちづくりを進めます。

【取り組みのあらまし】

- 1 危機管理体制を整えて、いざという時に備えます
- 2 地域における防災・防火・防犯に向けて取り組みます
- 3 消防力を強化し、市民生活を守ります
- 4 都市基盤の耐震化、避難所整備を進めます
- 5 水害や土砂災害からまちを守ります
- 6 国民保護体制を整えて、万一に備えます
- 7
- 0

指標	単位				実	約	責	値				目标	票値
	半江	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	F	2
1 危機や災害への備えが万全なまちづくりが進められていると思う市民の割合	%			30.5				15.4					UP
2 雨水増補管の整備率	%	77.0	79.7	80.0	85.0	89.0	89.6	90.4	91.0				% 92. 0
3 市庁舎、保健所などの市の防災関連建築物の耐 震化率	%	88.1	88.3	89.0	90.3	100	100	100	100				% 100

【主な実施事業及びその評価】

		取り組みのあらましNo.		後	胡基	本計	画期	間に	おけ	る評	補		実施部局
No.		及び主な事務事業の名称	H23							H30		R2	名
1	3	救急隊整備事業			A	A							消防局
2	3	救急救命士養成・高度化事業	A	A	A	A	A	В	A	A			消防局
3	3	消防車両整備事業	A	A	A	D	D	D	_	A			消防局
4	3	高規格救急車整備事業	A	A	A	A	A	С	A	A			消防局
5	3	林野火災用可搬ポンプ整備事業	A	A	A	D	С	С	_	A			消防局
6	3	呼吸機器整備事業	A	A	A	A	A						消防局
7	3	消防救急無線デジタル化整備事業	A	A	A	A							消防局
8	3	防火水槽整備事業	A	A									消防局
9	3	消防局・中消防署庁舎整備事業	A	A									消防局
10	3	高機能消防指令センター整備事業					A	A	A	A			消防局
11	4	備蓄物資整備事業	A	A	A	A	A	A	A	A			危機管理室
12	4	公共施設再編整備事業			С	В							経営企画部
13	4	小中学校耐震化事業	В	A	A	A							建築部
14	4	市有建築物の計画的な耐震化促進	A	С	A	A	A	A					建築部
15	4	公共施設再編整備事業(新旭町庁舎整備)					A	В	A	A			管財室
16	4	公共施設再編整備事業(東部地域仮設庁舎整備)					A						管財室
17	4	市民会館除却整備事業					A	A					社会教育部
18	4	市有建築物耐震化の進捗管理と推進							Α	A			建築部
19	J	土砂災害防止対策事業	С	D	A	D	A	A					財務部
20	5	貯留浸透事業	A	A	A	В	A	A	A				土木部
	괴	元成30年度目標達成度別事業数 A		В			С			D			

【施策評価及び今後の取り組み方針】

第5 部 | 危機や災害への備えが万全なまち

【基本方針】

危機や災害は突然やって来ます。いざという時に市民の生命や体、財産を守り、被害を最小限にとどめ、早期の復旧を行うため、また、避難生活を少しでも安定して過ごせるよう、日ごろからの備えが万全なまちにします。

そのため、さまざまな事態を想定した危機管理体制を整備します。また、市民の自主的な活動を支援することで地域の安全を守るようにします。

さらに、消防力 の強化、防災拠点の整備、都市基盤の整備や耐震化などにより、災害に強い住まいとまちづくりを進めます。

【取り組みのあらまし】

- 1 危機管理体制を整えて、いざという時に備えます
- 2 地域における防災・防火・防犯に向けて取り組みます
- 3 消防力を強化し、市民生活を守ります
- 4 都市基盤の耐震化、避難所整備を進めます
- 5 水害や土砂災害からまちを守ります
- 6 国民保護体制を整えて、万一に備えます
- 7
- 0

指標	単位				実	約	責	値				目標	票値
	中仏	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R	22
1 危機や災害への備えが万全なまちづくりが進め られていると思う市民の割合	%			30.5				15.4					UP
2 雨水増補管の整備率	%	77.0	79.7	80.0	85.0	89.0	89.6	90.4	91.0				% 92. 0
3 市庁舎、保健所などの市の防災関連建築物の耐 震化率	%	88.1	88.3	89.0	90.3	100	100	100	100			V .	% 100

【主な実施事業及びその評	平価】
--------------	-----

No.		取り組みのあらましNo.		後其	明基	本計	画期	間に	おけ	る評	価		実施部局
INO.		及び主な事務事業の名称	H23							H30		R2	名
1		都市基盤河川改修事業(大川)	В	В	В	A	A	A	A	В			土木部
2	5	急傾斜地崩落危険箇所等パトロール事業			A	A							土木部
3	5	雨水増補管事業	A	В	A	A	A	A	A	A			下水道部
4	5	地域版ハザードマップ作成事業					A	С	D	С			危機管理室
5	5	宅地耐震化推進事業							_	_			建築部
6													
7													
8													
9													
10													
11													
13													
14													
15													
16			<u> </u>										
17													
18													
19			 										
20													
			-						$\overline{}$				
	7	Z成30年度目標達成度別事業数 A		В			С			D			

【施策評価及び今後の取り組み方針】

| 第 5 部 | 安全で快適な市街地のあるまち

【基本方針】

都市や各地域の拠点が整備され、優れた都市空間が形成された、安全で快適な市街地のあるまちをつくります。

そのため、市民の意見を反映し、都市づくりの方針をつくります。また、都市の拠点づくりなどを進め、まちを活性化させます。さらに、市民や事業者などの理解と協力の下、まちづくりへの啓発や指導を強化します。

6

【取り組みのあらまし】

- 1幅広い視点から総合的な都市づくりを行います
- 2 都市拠点などを整備し、まちを活性化させます
- 3優れた都市空間を形成します
- 4 8

指標	単位				実	糸	ŧ	値				目相	票値
	4-14-	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	F	2
1 安全で快適な市街地のあるまちづくりが進められていると思う市民の割合	%			27.8				14.0					UP
2 総合設計制度によって、設けられた公開空地の 累計面積	m²	6,562	6,562	6,562	6,562	6,562	6,562	6,562	6562				UP
3 違法簡易屋外広告物追放クリーン作戦の参加団 体数	団体	27	25	25	25	0	_	_	_			₩ .	団体 30

【主な実施事業及びその評価】

l_	L =	上/J	美旭争耒及いての評価】												
N	Vo.	Į	取り組みのあらましNo.			後	明基	本計	画期	間に	おけ	る評	猛		実施部局
1	١٠.		及び主な事務事業の名称		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	名
	1	1	準防火地域指定見直し検討調査		D	D	D	A	_	D					都市整備部
Ш	2	1	都市計画道路見直し検討調査				A	A							都市整備部
Ш	3	1	都市計画の基本的方針見直し検討調	査	D	D									都市整備部
	4	1	立地適正化計画の策定(コンパクトシティ形成推進	生事業)							A	A			都市整備部
	5	2	新都心整備推進事業		В	В	A	A							都市整備部
	6	2	良好な市街地形成推進事業								A	-			都市整備部
	7	2	東大阪新都心(長田・荒本地区)のさらなる活性化	この推進							A	A			都市整備部
Ш	8	2	布施駅前再開発ビルおよび周辺地域の活性化	を促進							A	A			都市整備部
	9	3	違法屋外広告物除却事業		A	A	A	A	D	_					土木部
	10	3	法定外公共物管理委託業務		D	D									土木部
]	11														
]	12														
ш	13														
]	14														
	15														
╙	16														
ш	17														
╙	18														
ш	19														
2	20														
		71	7战20年度日堙凌战度则重紫粉	\	3	D	(`	C	,)	D	(`	
		+	成30年度目標達成度別事業数	1	J	В	'	,	C	,	J	D	,	,	
-															

【施策評価及び今後の取り組み方針】

□ 立地適正化計画が策定されたことから、庁内各部局連携しながら計画を推進するとともに、計画内容についても全部局にしっかり共有をすることを進めるよう求めておく。本年3月にJRおおさか東線が新大阪駅まで全線開業し、大阪モノレール南伸事業についてはモノレール本体、駅前広場等の都市計画決定がなされるなど、更に交通利便性の高いまちに向けて着実に進捗していることは大いに評価する

^{第 5 部} 水と緑に親しめるまち

【基本方針】

生活に潤いと安らぎを与え、人と人が触れ合える場として、水と緑に親しめるまちをつくります。 そのため、都市空間に新たな緑の空間づくりを進めることで、目に映る緑を増やすとともに、だれも が使いやすい公園や遊歩道など、水と緑の空間の整備を進めます。また、生駒山や市街地の水と緑を守 る取り組みを進めます。

【取り組みのあらまし】

1 新たな緑の空間を増やします

5

2 水や緑が豊かな、潤いのある生活空間をつくります

6

3 森林や公園緑地などの緑を保全します

7

指標	単位				実	絢	ŧ	値				目標信	直
	辛匹	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R2	
1 水と緑を生かしたまちづくりが進められている と思う市民の割合	%			31.7				19.6				.•.₩	UP
2 緑化に取り組む団体数	団体	255	260	270	266	236	240	237	239				UP
3 市街化区域内の緑被率	%	6.8											% 7. 4

【主な実施事業及びその評価】

<u> </u>	_	な実施事業及びその評価】											
No		取り組みのあらましNo.		後	期基	本計	画期	間に	おけ	る評	猛		実施部局
140		及び主な事務事業の名称	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	名
]	1	花とみどりいっぱい運動	A	A	В	A							都市整備部
2	1	東大阪市植樹祭	A	В	A	A							都市整備部
3	1	駅前等公共施設緑化事業	A	A	A	A	A	A	С	A			都市整備部
4	1	民有地緑化助成事業	A	A									都市整備部
5	1	(仮称) グリーン・フェスタ					A	A					都市整備部
6	1	花づくり学習会					В	В					都市整備部
7	2	景観形成調査事業	A	A	A	A							都市整備部
8	2	緑化ボランティアキャラバン	A	A	A	A	A	A					都市整備部
ć	2	公園緑化推進事業	A	A	A	A	A	A	A	A			都市整備部
1	2	公園整備事業	A	В	В	A	A	A	В	В			都市整備部
1	2	(仮称)緑化センター整備事業					A	D	С	D			都市整備部
13	2	玉串川跡地他道路整備事業	С	В	В	В	В	В					土木部
13	3	緑化ボランティア育成事業	В	В	A	A	В	В					都市整備部
1	3	公園愛護会活動支援事業	A	A	A	A							都市整備部
1	3	森林ボランティア育成事業					A	A	С	D			都市整備部
1	5												
1													
18	3												
19)												
2)												
		17.420万亩日栖洼仓亩川市****	0			1							
	_	平成30年度目標達成度別事業数 A	2	В		1	С	()	D	2	í	

【施策評価及び今後の取り組み方針】

都市空間の形成については公園等のみどりや景観に配慮したまちづくりを推進することで、東大阪市の都市のステータス、品格が上がるよう取り組みを進めるよう求めておく。人口減少下においても、選ばれるまちとなるなるように美しいまちを実現するための取り組みを進めるように求めておく。

^{第 5 部} 良好な住まいのあるまち

【基本方針】

安らげる住まいがあることで、安定した生活を送ることができるよう、だれもが安全な住宅に安心して暮らせるまちをつくります。

そのため、市営住宅における良好な住環境の提供に努めるとともに、被災や障害、低所得などの理由で住宅に困っている人に対し、公的住宅に求められる役割を果たせるよう整備や活用を進めます。また、超高齢社会や耐震化などに対応できる良好な民間住宅を増やします。さらに、安全で快適な住環境を地域全体でつくるために取り組みます。

5

6

【取り組みのあらまし】

1 安全・安心で快適な公的住宅を整備します

2 良好な民間住宅を増やします

3より安全で快適な居住環境づくりを進めます 7

指標	単位				実	綺	Ę	値				目標個	値
	+-11/-	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R2	
1 良好な住まいのあるまちづくりが進められていると思う市民の割合	%			27.5				14.9					UP
2 耐震診断の補助制度を利用した民間住宅の戸数	戸	246	222	276	212	130	228	113	188				UP
3 市営住宅に占める木造住宅等の割合	%	24	24	22	22	17	11	10	10				% 0. 0

【主な実施事業及びその評価】

<u> </u>		「美肔事業及いての評価」											
No.]	取り組みのあらましNo.		後	胡基	本計	画期	間に	おけ	る評	2価		実施部局
INO.		及び主な事務事業の名称	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	名
1	1	市営住宅整備事業	Α	A	A	A	В	В	В	В			建築部
2	1	住宅改良事業	С	С	A	В	С	С	С	D			建築部
3	2	震災対策推進事業	Α	С	С	D	С	D	D	В			建築部
4	2	民間建築物吹付けアスベスト等分析調査補助事業	D	D									建築部
5	2	高齢者向優良賃貸住宅供給促進事業	D	_									建築部
6	2	景観形成調査事業	A	A	A	A	A	D	A	A			都市整備部
7	3	密集住宅市街地総合整備事業	В	В	В	A	В	В	В	С			建築部
8	3	まちづくり基本構想推進事業	A	A	С	D	A	В	A	A			建築部
9	3	空き家対策推進事業							A	A			建築部
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
	21	7.00年度日博港出席即東業粉	3	D		2	C	_	1	D	-	1	
	+	^五 成30年度目標達成度別事業数 A	S	В	4	_	С	-	L	D	-	L	
													ı

【施策評価及び今後の取り組み方針】

市有建築物耐震化と、震災対策事業について。昨年度は大阪北部地震が発生し、災害対策が改めて重要視されたが、そのような中、市有建築物の耐震化が計画通り実施されたことは評価できる。引き続き、計画通り推進するよう求める。

住宅地の安全性を高めるため、耐震改修に向けた啓発活動や密集市街地改善に向けた事業、目下の大きな課題である空き家対策については、結果として空き家になったものの対策と同時に、空き家になる前の発生予防に向けた取り組みがもっと必要ではないか。空き家対策の取り組みについては、市民の方からも評価いただいている部分であるので、もう一踏ん張りし、予防対策の観点での施策展開について検討するよう求めておく。

| 第 5 部 | 安全で便利な交通機関や道路のあるまち

【基本方針】

だれもが、安全で支障なく目的地まで行くことができ、人や物の流れを円滑にすることで経済活動が盛んになるよう、安全で便利な交通機関や道路のあるまちをつくります。

そのため、鉄道やモノレール、バスなどの公共交通機関や道路網の整備を進めます。また、駅や駅前 交通広場などの人の集まる施設や場所を、だれもが使いやすいようにします。

さらに、駐車場や駐輪場などの交通関連施設の整備を進めるとともに、交通マナーの向上に取り組みます。

【取り組みのあらまし】

1 公共交通の整備を一層進めます52 使いやすく安全な道路を提供します63 交通ルールを守り、だれもが安心して使える道路にします7

4

指標	単位				実	糸	ŧ	値				目	標値
	十二	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2		R2
1 安全で便利な交通機関や道路のあるまちづくり が進められていると思う市民の割合	%			42.4				25.9				₩	UP
2 駅周辺の1日の放置自転車台数	台	1,262	912	777	797	777	847	636	372				台 2,600
3 都市計画道路の整備率	%		46.9	47.1	64.8	64.8	65.2	65.4	65.6			₩	% 51. 2

【主な実施事業及びその評価】

		大心事未及していけ画」											
No		取り組みのあらましNo.		後	胡基	本計i	画期	間に	おけ	る評	猛		実施部局
140		及び主な事務事業の名称	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	名
1	1	大阪モノレール計画	В	В	A	A	A	С					都市整備部
2	1	大阪外環状線鉄道新駅設置事業	D	D	A	A	С	С	В				都市整備部
3	1	大阪外環状線鉄道事業	A	A	A	A	A	В	В	В			都市整備部
4	1	近鉄奈良線連続立体交差事業(府受託事業)	В	В	В	С	D	В	В	В			土木部
5	1	大阪外環状線連続立体交差事業	В	В	A	В	D	В					土木部
6	1	公共交通等の移動手段の調査検討	D	D	D	D	D	D					都市整備部
7	1	大阪モノレール南伸事業							В	A			都市整備部
8	2	街路整備事業(大阪瓢箪山線・八尾枚方線)	В	В	В	В	В	A					土木部
9	2	街路整備事業	В	В	В	В	В	В	В	A			土木部
10	2	市内一円道路改良事業	С	В	В	В	A	A	A	A			土木部
11	2	道路舗装事業	A	В	В	В							土木部
12	2	橋梁修繕補強事業	A	A	С	A	A	D	С	С			土木部
13	2	放置自転車追放推進事業	A	A	A	A	A	A	A	A			土木部
14	2	橋りょう長寿命化修繕計画	A	A									土木部
15	2	自転車駐車場整備事業	A	A									土木部
16	2	パブリックアート整備事業	A	A									土木部
17	2	東花園駅前広場及び周辺道路整備事業					A	A		В			土木部
18	2	大阪外環状線鉄道事業					D	D					土木部
19	2	道路ストック点検調査事業							A	D			土木部
20	2	市内一円側溝整備事業					\angle		A	A			土木部
	7	Z成30年度目標達成度別事業数 A	9	В		1	С	6	2	D	3	3	
		II		D		•			-			,	

【施策評価及び今後の取り組み方針】

大阪モノレール南伸事業についてはモノレール本体、駅前広場等の都市計画決定がなされるなど、更に交通利便性の高いまちに向けて着実に進捗していることは大いに評価する。今後は事業が進捗している途中から、完成後に向けて利便性などが実感できるような計画の広報の仕方など工夫、チャレンジするよう求めておく。

安全で便利な交通機関や道路のあるまち 第 31 節

【基本方針】

だれもが、安全で支障なく目的地まで行くことができ、人や物の流れを円滑にすることで経済活動が 盛んになるよう、安全で便利な交通機関や道路のあるまちをつくります。

そのため、鉄道やモノレール、バスなどの公共交通機関や道路網の整備を進めます。また、駅や駅前

交通広場などの人の集まる施設や場所を、だれもが使いやすいようにします。 さらに、駐車場や駐輪場などの交通関連施設の整備を進めるとともに、交通マナーの向上に取り組みま す。

【取り組みのあらまし】

1公共交通の整備を一層進めます

2 使いやすく安全な道路を提供します

6

3 交通ルールを守り、だれもが安心して使える道路にします

7

指標	単位				実	約	責	値				目	標値
	半世	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2		R2
1 安全で便利な交通機関や道路のあるまちづくりが進められていると思う市民の割合	%			42.4				25.9				₩	UP
2 駅周辺の1日の放置自転車台数	台	1,262	912	777	797	777	847	636	372				台 2,600
3 都市計画道路の整備率	%		46.9	47.1	64.8	64.8	65.2	65.4	65.6				% 51 2

【主な実施事業及びその評価】

		取り組みのあらましNo.		後:	胡基	本計	画期	間に	おけ	る評	2価		実施部局
No.		及び主な事務事業の名称	H23							H30		R2	名
1	2	市内一円舗装事業							A	A			土木部
2	2	私道舗装事業							С	С			土木部
3	2	街路整備事業(大阪瓢箪山線(中央環状線~恩智川)・八尾枚方線)							В	_			土木部
4	2	街路整備事業(大阪瓢箪山線(恩智川~外環))							_	D			土木部
5	3	交通安全施設維持補修事業	В	В	A	A	A	A					土木部
6	3	交通安全運動推進事業	D	A	A	A	A	A	В	A			土木部
7	3	違法駐車等防止事業	A	A	В	В	В	D	В	В			土木部
8	3	自転車マナー向上等啓発事業			A	A	A	A	A	A			土木部
9	3	横断歩道橋整備事業					A	A					土木部
10	3	庁舎周辺道路照明灯改良事業					A	A					土木部
11	3	交通安全施設整備事業(交通安全特別交付金)					A	A	A	A			土木部
12	3	歩道設置事業					A	A					土木部
13	3	JR徳庵駅東側エレベーター設置事業	В	В	A	A	D	D	D	D			土木部
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													
	Ŋ	产成30年度目標達成度別事業数 A	/	В		/	C		/	D			

【施策評価及び今後の取り組み方針】

良好な環境を次代に引き継ぐまち 第 32 節

【基本方針】

生活のあらゆる活動を原因とする環境負荷により、地球温暖化が進む中、私たち一人ひとりが環境 負荷のより少ない行動を取ることで、次の世代へ良好な環境を引き継ぎます。

そのため、地球温暖化対策などの環境施策を総合的に進め、市民や事業者などがそれぞれの立場で環 境保全活動に取り組みます。また、環境負荷の少ない循環型のまちをめざし、ごみの減量やリサイクル を一層進め、ごみの適正処理に努めるとともに、まちの美化を進めます。さらに、都市の発展によって 発生するごみや、し尿の適正処理、公害の未然防止に取り組みます。

【取り組みのあらまし】

- 1総合的な環境施策を進めます
- 2 地球温暖化問題を市民と共に考えます
- 3 ごみの減量・リサイクルによって、循環型社会をつくります
- 5 ごみや、し尿の適正処理を行います
- 6公害の防止などに取り組みます
- 4 不法投棄を防止し、まちの美化を進めます

指標	単位				実	糸	責	値				目標	票値
	+-117	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R	22
1 良好な環境を次代に引き継ぐまちづくりが進められていると思う市民の割合	%			27.1				12.2					UP
2 不法投棄の処理件数	件	3,560	2,810	2,201	2,051	1,586	1,194	1,350	1,373				DOWN
3 市域の温室効果ガス総排出量 (二酸化炭素換算)	万 t -C02	262	273	288	281	未	未	未	未				DOWN

【主な実施事業及びその評価】

<u> </u>				11.1	Les dels	1 -11-	- ILH	HH \	2 2		* /		→ 17. → □
No.	إ	取り組みのあらましNo.								る評			実施部局
1101		及び主な事務事業の名称	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	名
1	1	公共施設の省エネルギー・リサイクル化推進事業			A	A							建築部
2	1	漏水無くし隊活動			В	С							建築部
3	1	高度処理水の活用			A	A							下水道部
4	1	環境教育推進事業	В	В	С	С							学校教育部
5	1	第2次環境基本計画推進事業	A	A									環境部
6	2	地球温暖化対策推進事業(民生家庭編)	A	В	D	В	A	С	С	С			環境部
7	2	地球温暖化対策推進事業(産業編)	A	В	D	В	A	A					環境部
8	2	温暖化防止啓発事業	A	A	A	A							環境部
9	2	東大阪市豊かな環境創造基金活用事業	В	С	В	В							環境部
10	2	環境啓発推進事業	A	A	В	В	A	A	В	В			環境部
11	3	ごみ減量推進事業	A	A	В	С	С	С	_	_			環境部
12	4	(仮称)ごみのないきれいなまちをつくる条例の制定事業	D	С	A	A							環境部
13	4	産業廃棄物対策事業	В	В	A	A	A	A					環境部
14	4	「東大阪市みんなで美しく住みよいまちを作る条例」推進事業					С	A	С	С			環境部
15	4	空き地対策推進事業			/				A	В			環境部
16	5	清掃車両整備事業	A	A	A	A	A	A	A	D			環境部
17	5	(仮) 環境センター整備事業	A	A	A	С	A	D	_	D			環境部
18	5	基幹的整備事業	A	A	A	A	A	A	A	A			環境部
19	5	第六工場建設事業	A	A	A	A	A	A	A	A			環境部
20	5	清掃運搬施設等(運搬車両)整備事業	A	A	A	A	_	_	_	A			環境部
	স	产成30年度目標達成度別事業数 A	4	В	(3	С	4	2	D	4	2	

【施策評価及び今後の取り組み方針】

美し条例については、ラグビーワールドカップの開催にあたり、市内一斉クリーンアップなど、市と して新たな、良い文化が生まれ、育まれてきているのではないかと思う。当然の事ながらゴミが落ちて おらず、不法投棄も無く、歩きタバコもない。東大阪市は美しいまちだということを国内外からの来訪 者に感じていただくことは最大のおもてなしである。市民と我々が同じ思いを持ち、そういうまちにな りつつあることに誇りをもち、そういった意識を市全体に根付かせることが重要であり、そのことが求 められる条例である。ワールドカップが終わりではない。むしろスタートであるという思いで取り組み を進めるよう求めておく。このことが市として日常風景になってくれば、必ず人口増加の要因になってくる。この点については、単なるワールドカップのおもてなしでなく、人口減少下にあっても、このま ちなら住んでみたい、そう思っていただける大きな要因になることは間違いない。このことは環境部を 中心に、更に努力するよう求めておく。

良好な環境を次代に引き継ぐまち 第 32 節

【基本方針】

生活のあらゆる活動を原因とする環境負荷により、地球温暖化が進む中、私たち一人ひとりが環境 負荷のより少ない行動を取ることで、次の世代へ良好な環境を引き継ぎます。

そのため、地球温暖化対策などの環境施策を総合的に進め、市民や事業者などがそれぞれの立場で環 境保全活動に取り組みます。また、環境負荷の少ない循環型のまちをめざし、ごみの減量やリサイクル を一層進め、ごみの適正処理に努めるとともに、まちの美化を進めます。さらに、都市の発展によって 発生するごみや、し尿の適正処理、公害の未然防止に取り組みます。

【取り組みのあらまし】

- 1総合的な環境施策を進めます
- 2 地球温暖化問題を市民と共に考えます
- 3 ごみの減量・リサイクルによって、循環型社会をつくります
- 4 不法投棄を防止し、まちの美化を進めます
- 5 ごみや、し尿の適正処理を行います
- 6公害の防止などに取り組みます

指標	単位				実	糸	責	値				目标	票値
	十江	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	F	22
1 良好な環境を次代に引き継ぐまちづくりが進められていると思う市民の割合	%			27.1				12.2				₩	UP
2 不法投棄の処理件数	件	3,560	2,810	2,201	2,051	1,586	1,194	1,350	1,373				DOWN
3 市域の温室効果ガス総排出量 (二酸化炭素換算)	万 t -C02	262	273	未	281	未	未	未	未				DOWN

【主な実施事業及びその評価】

		大旭事未及し"しの計画』											
No.]	取り組みのあらましNo.		後期	明基	本計	画期	間に	おけ	る評	猛		実施部局
110.		及び主な事務事業の名称	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	名
1	5	大阪湾広域廃棄物埋立処分場建設事業(フェニックス)	A	A	A	A	A	A					環境部
2	5	粗大ごみ処理施設整備事業	A	A									環境部
3	5	第三工場および粉砕工場解体事業					A	A	A	A			環境部
4	5	一般廃棄物処理基本計画策定事業			/		A						環境部
5	_	公害対策事業(工場・事業場の指導規制)	В	A	В	В	A	A	A	В			環境部
6	6	公害対策事業(環境監視)	В	В									環境部
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20	L	•	Щ,						Ĺ,				
	7I	元成30年度目標達成度別事業数 A		D			C			D		/	
	7	在成30年度目標達成度別事業数 A		В			C		•	D			

【施策評価及び今後の取り組み方針】

上下水道によって安全・快適に暮らせるまち 第 33 節

【基本方針】

生きるために無くてはならない水を扱う上下水道は、市民の暮らしに欠かすことができません。 そのため、日常生活だけでなく、災害時においても、市民生活に支障が生じないよう、安全・安心で 安定した上下水道サービスを提供することで、市民が安全・快適に暮らせるまちをつくります。

【取り組みのあらまし】

- 1 施設・設備の計画管理と老朽化対策を進めます
- 2 水の安定供給と排水処理施設の整備を進めます
- 3川や海の水質を保全します
- 4公営企業として、健全な財政運営を進めます
- 5上下水道の知識や経験、技術を継承します

20.0

10.6 9.6 9.7 11.2 17.1 19.7 17.5 15.2

- 8
- 指 標 実 績 値 目標値 単位 H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 R2 1 上下水道によって安全・快適に暮らせるまちづ UP % 60.7 47.5 くりが進められていると思う市民の割合 % 2 水道管路の更新率 % 9.9 11.2 12.6 13.9 15.3 17 18.2 20.1 23.6 3 下水管路の更新率 %

%

「ナヤ宝塩重業及バスの評価」

╚	$(\blacksquare$		*実施事業及びその評価】												
N]	取り組みのあらましNo.			後	胡基	本計i	画期	間に	おけ	る評	価		実施部局
1	0.		及び主な事務事業の名称		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	名
Г	1	1	第三次水道施設整備事業		A	A	A	A	В	В					水道施設部
2	2	1	下水道施設再構築事業		Α	A	В	В	A	В	A	С			下水道部
;	3	1	水道管路情報システム構築事業		Α	_									水道施設部
4	4	1	(仮) 第四次水道施設整備事業						_	В					経営企画室
	5	1	第四次水道施設整備事業								A	Α			水道施設部
1	3	2	流域下水道事業の促進		D	D	В	В							下水道部
	7	3	公共下水道事業の推進		A	A	В	A							下水道部
	3	4	上下水道庁舎の検討事業				A								経営企画室
9	9	4	上下水道業務の統合推進事業				Α	D							経営企画室
1	0	4	上下水道庁舎整備の再検討		A	_									経営企画室
1	1	4	上下水道庁舎の建設事業						D	D					経営企画室
1	2	4	上下水道庁舎整備事業								D	D			経営企画室
1	3				ľ										
1	4														
1	5														
1	6														
1	7														
1	8														
1	9														
2	0														
		_													
		寸	区成30年度目標達成度別事業数	A	1	В	()	C		l	D]	L	

【施策評価及び今後の取り組み方針】

上下水道庁舎整備事業については、事業の見直しの方向性を検証しているが、現在の水道庁舎整備の あり方とあわせ、企業団への統合、条件が整えば大阪市との統合、委託等の様々方法も考えられる。水 道事業の先を見据え、上下水道庁舎の整備事業を組み立てていくよう求めておく。

第四次水道施設整備事業については耐震化が計画通りに進んだことについては評価するが、まだまだ 先は長く、ボリュームがある。水の安定供給は市民生活にとっては必要不可欠であり、命の問題である ので、非常に重要である。地震災害をはじめ、様々な災害リスクが高まる中、非常時においても、途切 れることのない水の供給を続けられるよう、計画的な耐震化と管路の更新を進めるよう求めておく。

下水道施設の再構築事業については、老朽化した下水道管を放置することにより、道路陥没等、あら ゆるデメリットが出てくる。下水道施設の更新については、安全な都市生活を支える重要な基盤であ る。地下構造物であることから、状況把握が難しく、工事が困難な事例もあることは分かっているが、 様々な新しい技術革新が行われていることも聞いているので、そういった新しい技術を導入することも 含め、計画的に進めるよう求めておく。

行財政編一効率的で健全な行財政運営が行われるまち

【基本方針】

地方自治体の基本的な役割である「住民の福祉の増進」を果たしていくためには、市の将来を見越し、社会経済情勢の変化などにも十分に対応ができる「強い自治体」となることが必要です。

そのため、市民ニーズや社会情勢などに対応できる体制づくりや、職員の能力向上、財政基盤の強化、業務の電子化などを進めることにより、効率的かつ健全な行財政運営が行われるまちにします。

【取り組みのあらまし】

- 1 将来を見越した行財政改革に取り組みます
- 2 これからの行政運営を担う人材を確保し、育成、活用します
- 3歳入を確保し、市役所の財政力を向上させます
- 4 市役所の電子化を進め、市民の利便性や事務の効率を向上させます

指標	単位		目標値										
	平江	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R2	
1 効率的で健全な行財政運営が進められていると 思う市民の割合	%			22.2				9.9					UP
2													
3													

6

【主な実施事業及びその評価】

I	<u> </u>		大心ず未及しての自画』												
N	6]	取り組みのあらまし№.			後期	明基	本計i	画期	間に	おけ	る評	価		実施部局
1	0.		及び主な事務事業の名称		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	名
I	1	1	新集中改革プランの実行		С	A	A	未	/						経営企画部
	2	1	市内在住職員奨励制度		A	В	В	В							行政管理部
	3	1	市内企業・業者への優先発注推進				A	A							財務部
	4	1	公共施設の保全計画の策定		A	A	A	A							建築部
	5	1	職員パワーアップ人事政策の推進(昇任試験	食など)	A	A	С	В							行政管理部
П	6	1	管理職への女性職員の登用		A	A	A	A							行政管理部
1	7	1	未収金特別対策事業				A	未							未収金特別対策室
ll :	3	1	保険料収納率向上事業		В	В	В	В							市民生活部
ll :	9	1	市税収入率向上事業		A	A	A	A							税務部
1	0	1	生活保護費返納金の未収金の解消				С	未							福祉部
1	1	1	母子寡婦福祉資金貸付金の滞納解消	当			В	A							子どもすこやか部
1	2	1	保育料収納業務		В	В	В	В							子どもすこやか部
1	3	1	未収金解消事業 (住宅政策課)				A	A							建築部
1	4	1	未収金解消事業(住宅改良室)				A	A							建築部
1	5	1	診療費収益対策事業		A	A	A	В							総合病院
1	6	1	奨学金の滞納解消				В	В							学校管理部
1	7	1	情報システム最適化		В	A	С	A							行政管理部
1	8	1	大阪市隣接都市協議会		D	D									経営企画部
1	9	1	施設のあり方を見極め、多くの市民の活	5用促進	В	С									経営企画部
2	0	1	土地開発公社先行取得用地再取得事	業	A	В		\angle	\angle						財務部
		긔	元成30年度目標達成度別事業数	A	_	В	_	-	С	_	-	D	_	_	

【施策評価及び今後の取り組み方針】

事業の達成度合が市民から見て肌感覚として一致しているかどうか。この点については改めて職員の皆が振り返りをしてほしい。 PDCAサイクルに基づく仕事のやり方ということで、Plan・Do・Check・Actionのうち、Actionの部分については「改善」ということだが、改善をした「つもり」になっていないか。その繰り返しをしていないか。PDCAのAをIに置き換え、Inovation、「改革」をしなければ、次のPに続かない政策もたくさんある。この点については、PDCAからPDCIへ、どの事業を改革していくのか。そういったところを見極め、その点について改めて見つめなおし、検討するよう求めておく。

全て、我々の仕事は「連携」がなければなし得ない。小さな仕事であったとしても、他部局と、あるいは部内で連携できているか、市全体が何をしているか、しっかりと、目配り・気配りをするように求めておく。財政状況、主要な計画の進捗状況、大きな課題についての方向性などについては、常に気配り目配りをし、自ら動き情報を取りに行くということ最も大事である。

行財政編 効率的で健全な行財政運営が行われるまち

【基本方針】

地方自治体の基本的な役割である「住民の福祉の増進」を果たしていくためには、市の将来を見越し、社会経済情勢の変化などにも十分に対応ができる「強い自治体」となることが必要です。

そのため、市民ニーズや社会情勢などに対応できる体制づくりや、職員の能力向上、財政基盤の強化、業務の電子化などを進めることにより、効率的かつ健全な行財政運営が行われるまちにします。

【取り組みのあらまし】

- 1 将来を見越した行財政改革に取り組みます
- 2 これからの行政運営を担う人材を確保し、育成、活用します
- 3歳入を確保し、市役所の財政力を向上させます
- 4 市役所の電子化を進め、市民の利便性や事務の効率を向上させます

指標	単位			目標値									
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R2	
1 効率的で健全な行財政運営が進めら 思う市民の割合	れていると %			22.2				9.9					UP
2													
3													

6

【主な実施事業及びその評価】

<u> </u>	土/。	「美旭争業及いての評価」											
No]	取り組みのあらましNo.								る評			実施部局
140		及び主な事務事業の名称	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	名
1	1	行財政改革プランの実行					A	A	A	未			経営企画部
2	2	任期の定めのない短時間勤務制度の推進	A	A	A	A							行政管理部
3	2	職員採用試験の実施 (民間経験者)	D	A	A	A							行政管理部
4	2	職員パワーアップ人事政策の推進	D	D									行政管理部
5	2	行財政改革プランの実行					A	A	A	未			経営企画部・関係所属
6	3	外郭団体の見直しを計画的に推進	D	A	С	A							経営企画部
7	3	職員研修事業	A	A	A	A							行政管理部
8	3	市有地有効活用事業	В	В	A	A							財務部
9	3	公有財産管理システムの構築			A	A							財務部
10	3	電子入札システムの運用	A	A	A	A							財務部
11	3	行財政改革プランの実行					A	A	A	未			経営企画部・関係所属
12		公共施設再編整備事業			С	В							経営企画部
13	4	窓口サービスの向上	D	D	A	С							経営企画部
14	4	情報セキュリティ対策	D	D	В	D							行政管理部
15	4	オンライン申請システム	D	D									行政管理部
16	4	行財政改革プランの実行					A	A	A	未			経営企画部・関係所属
17													
18													
19													
20													
	_	No. of the second of the secon	$\overline{}$			$\overline{}$			$\overline{}$				
	7	Z成30年度目標達成度別事業数 A		В			С	/		D			

【施策評価及び今後の取り組み方針】